

令和5年5月30日

新潟市議会議長 皆川 英二 様

会 派 名 日本共産党新潟市議会議員団

代 表 者 名 渡 辺 有 子

経 理 責 任 者 名 倉 茂 政 樹

令和5年度政務活動費収支報告書

新潟市議会政務活動費の交付に関する条例第9条に基づき、令和5年度政務活動費収支報告書を提出します。

1 収 入 (単位 円)

	金 額	備 考
政 務 活 動 費	750,000	@150,000×5人×1月

2 支 出 (単位 円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	15,911	別紙のとおり
研 修 費		
広 報 費	251,919	別紙のとおり
広 聴 費	2,312	別紙のとおり
要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費	29,899	別紙のとおり
人 件 費		
事 務 所 費	33,628	別紙のとおり
合 計	333,669	

3 残 額 416,331 円



## 支出伝票一覧表

会派名	日本共産党新潟市議会議員団			
支出年度	令和5年度	支出項目	調査研究費	NO. 1
整理番号	支出年月日	支出内容	支出金額(円)	備考
1	R5.4.7	ガソリン代	1,878	風間ルミ子議員
2	R5.4.20	ガソリン代	1,072	渡辺有子議員 2,926円×1.1=3,218円
3	R5.4.24	ガソリン代	2,800	倉茂政樹議員
4	R5.4.26	ガソリン代	4,111	五十嵐完二議員
5	R5.4.30	ガソリン代	3,267	飯塚孝子議員
6	R5.5.13	にいがた女性会議会費2023年4月分	166	飯塚孝子議員 2,000円×1/12=166円
7	R5.5.19	コピー機使用料2023年4月分	35	
8	R5.5.24	にいがた自治体研究所2023年度会費4月分	1,083	飯塚孝子議員 13,000円×1/12=1,083円
9	R5.5.24	にいがた自治体研究所2023年度会費4月分	1,083	倉茂政樹議員 13,000円×1/12=1,083円
10	R5.5.31	新潟県女性議員の会2023年4月分会費	416	飯塚孝子議員 5,000円×1/12=416円
		小 計	15,911	
		合 計	15,911	

# 支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団		
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	
支 出 項 目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月7日		
支出年月日	令和5年4月7日		
支 出 金 額	1,878 円		
支 出 先	(株)川崎商会豊栄SS		
使 途 内 容	ガソリン代		
備 考	風間ルミ子議員 5,635 円 × 1/3 = 1,878 円		

領収書貼付欄 (調査研究費)

**領収書**

印 紙

263627

**豊栄SS**  
 TEL 025-386-9117  
 (株)川崎商会  
 新潟県新潟市北区嘉山2-2-12  
 TEL 025-386-9117

---

**売上**

上 様

現金固定 01-263627-90001-0000-9

2023年 4月 7日

14:34

出光ゼアス

35.00 L      8161.0

P- 4(内)

5635円

---

**合計**

(内、消費税等(10.00%))

**5,635円**

512円)

---

約銭

1 万円:      4,365円

6 千円:      365円

基本ポイント

■■■■ P

R# イトカード 会員:XXXXXXXXXX ■■■■■■

取引コード:263627230407143228823201

ご注意 この楽天ポイントカードは  
 利用登録がされておりません  
 ポイントが失効します。楽天ポイント  
 カードサイトでご登録ください

ポイント残高の反映にはお時間をいただ  
 く場合があります。

伝No: 10006

担当 ■■■■■■

約銭機処理No 0366

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
 備考欄には按分率等を記入してください。



# 支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団		
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	3
支 出 項 目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月13日 から 令和5年4月24日		
支出年月日	令和5年4月24日		
支 出 金 額	2,800 円		
支 出 先	土田石油株式会社新津SS		
使 途 内 容	ガソリン代		
備 考	倉茂政樹議員 8,400 円 × 1/3 = 2,800 円		

領収書貼付欄

(調査研究費)

<h2 style="margin: 0;">ENEOS</h2> <p style="margin: 5px 0;">納品書(領収書) 2023年04月13日 12:47</p> <p>売上 方ガ マ特 様</p> <p>ENEOS CASH B 車両番号 実車番</p> <p>0030-00 レギュラーガソリン P-01 26.00L *</p> <p style="text-align: right;">168円 ¥4,368 (内ガソリン税53.80円 ¥1,399) <b>合計 ¥4,368</b> (消費税10%対象 ¥4,368) 内消費税等 ¥397 釣銭 1万:5632 5千:632 <small>現金でお買上げの場合は領収書にかえさして頂きます。</small></p> <p>土田石油株式会社 新津SS 新潟県 新潟市秋葉区 普通町2丁目11番20号 TEL:0250-22-3151 SS-302673 レシートNo.0084-01 テーNo0021-0023 2023/04/13</p>	<h2 style="margin: 0;">ENEOS</h2> <p style="margin: 5px 0;">納品書(領収書) 2023年04月24日 11:26</p> <p>売上 方ガ マ特 様</p> <p>ENEOS CASH B 車両番号 実車番</p> <p>0030-00 レギュラーガソリン P-01 24.00L *</p> <p style="text-align: right;">168円 ¥4,032 (内ガソリン税53.80円 ¥1,291) <b>合計 ¥4,032</b> (消費税10%対象 ¥4,032) 内消費税等 ¥367 釣銭 1万:5968 5千:968 <small>現金でお買上げの場合は領収書にかえさして頂きます。</small></p> <p>土田石油株式会社 新津SS 新潟県 新潟市秋葉区 普通町2丁目11番20号 TEL:0250-22-3151 SS-302673 レシートNo.1299-01 テーNo4117-4119 2023/04/24</p>
---	---

※領収書及び内容と証書の合致を確認してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

# 支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団		
支出年度	令和5年度	整理番号 (項目別)	4
支出項目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月7日 から 令和5年4月26日		
支出年月日	令和5年4月26日		
支出金額	4,111 円		
支出先	敦井石油販売(株)R113宝町SS		
使 途 内 容	ガソリン代		
備 考	五十嵐完二議員 12,333 円 × 1/3 = 4,111 円		
領収書貼付欄	(調査研究費)		

## ENEOS

納品書(領収書)  
2023年04月07日 13:31

売上  
仮ラシ カツ 様

ENEOS CASH A  
車両番号 実車番  
0026-00  
レギュラー P-10  
25.00L \*  
172円 ¥4,300

**合計 ¥4,300**  
(消費税10%対象 ¥4,300  
内消費税等 ¥391)

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

敦井石油販売(株)  
R113宝町SS  
新潟県 新潟市 東区宝町1-1  
TEL:025-270-9660 SS-470454  
サイトNo 1725-02 データNo0808-0810  
2023/04/07

## ENEOS

納品書(領収書)  
2023年04月17日 08:15

売上  
仮ラシ カツ 様

ENEOS CASH A  
車両番号 実車番  
0026-00  
レギュラー P-03  
25.70L \*  
172円 ¥4,420

**合計 ¥4,420**  
(消費税10%対象 ¥4,420  
内消費税等 ¥402)

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

敦井石油販売(株)  
R113宝町SS  
新潟県 新潟市 東区宝町1-1  
TEL:025-270-9660 SS-470454  
サイトNo 2751-01 データNo3911-3913  
2023/04/17

## ENEOS

納品書(領収書)  
2023年04月26日 08:21

売上  
仮ラシ カツ 様

ENEOS CASH A  
車両番号 実車番  
0026-00  
レギュラー P-03  
21.01L \*  
172円 ¥3,613

**合計 ¥3,613**  
(消費税10%対象 ¥3,613  
内消費税等 ¥328)

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

敦井石油販売(株)  
R113宝町SS  
新潟県 新潟市 東区宝町1-1  
TEL:025-270-9660 SS-470454  
サイトNo 3885-01 データNo7417-7419  
2023/04/26

# 支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団		
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	5
支 出 項 目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月13日 から 令和5年4月30日		
支出年月日	令和5年4月30日		
支 出 金 額	3,267 円		
支 出 先	ゼネラルエナジー株式会社中野山SSIほか		
使 途 内 容	ガソリン代		
備 考	飯塚孝子議員 9,801 円 × 1/3 = 3,267 円		
領収書貼付欄	(調査研究費)		

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。



# Enejet

## 納品書(領収書)

2023年04月26日 17:28

売上 上 様 M  
 6-470549-49993-000 様  
 現金引当  
 レギュラー 12.66L P-10 \* ￥2,000  
 ￥2,000  
 ￥2,000  
 ￥182  
 ￥2,000  
 ￥0

現金での上記の領収書は納品書にかえさせていただきます。

係員: (株) にいがたエネルギ-  
 Dr. Driveセルフ岡山店  
 新潟県 新潟市 東区  
 岡山333-1 SS:470549  
 TEL:025-384-0631 F:No2571-2573  
 020\_ 4943-04 2023/04/26

# JAss

## 令真山又書

売上 令真山又書  
 JAss-PORT 亀田  
 新潟市江南区加3丁目1156番地  
 TEL:025-381-6355 SS:9339000101  
 2023/04/13(木)21:21

93-390-001-000132818-000-01 様  
 現金引当 P-07 \* ￥2,000  
 区分 11 99-99  
 No.3264  
 グリーンガソリン 13.07L/リ @153.0 ￥2,000  
 ￥2,000  
 ￥182  
 ￥2,000  
 ￥0

係員: 020\_ 1029 01

# Enejet

## 納品書(領収書)

2023年04月17日 19:00

売上 上 様 M  
 6-470549-49993-000 様  
 現金引当 P-04 \* ￥1,801  
 0026-00 158円 ￥1,801  
 レギュラー 11.40L ￥184  
 ￥5,000  
 ￥3,199

現金での上記の領収書は納品書にかえさせていただきます。

係員: (株) にいがたエネルギ-  
 Dr. Driveセルフ岡山店  
 新潟県 新潟市 東区  
 岡山333-1 SS:470549  
 TEL:025-384-0631 F:No1326-1328  
 020\_ 5677-02 2023/04/17

# Enejet

## 令真山又書

セネラルエナジー株式会社  
 中野山S.S  
 新潟市東区若葉町1-1-1  
 TEL:025-278-5566  
 2023/04/23(日)16:43

30-0708130-000000 様  
 現金引当  
 レギュラー 12.90L @155.0 L-2 N-4 ￥2,000  
 110100 ￥2,000  
 ￥182  
 ￥2,000  
 ￥0

現金での上記の領収書は納品書にかえさせていただきます。

係員: No.0990  
 POS番号01  
 2023/04/23



apollostation  
 (株) 新潟シエール  
 アーチパーク・オーガタ  
 新潟県新潟市東区  
 樋谷内2-8-12  
 TEL:025-271-6895 SS:31160-33793

## 令真山又書

2023年04月30日 17:54 伝票No.3679  
 取引通番.4791

仕 様  
 現金 330-33793-0000-0002 \* 31160 車番00001  
 0120-00 4294  
 レギュラーガソリン P08 ￥2000  
 数量 12.74L  
 単価 @157

合計 ￥2,000  
 (内消費税) ￥182  
 お預り ￥2,000  
 お釣り ￥0  
 4:00000000-0:00000000 02

処理日付: 2023/04/30 4234-4234  
 100取引  
 領収書にかえさせていただきます。

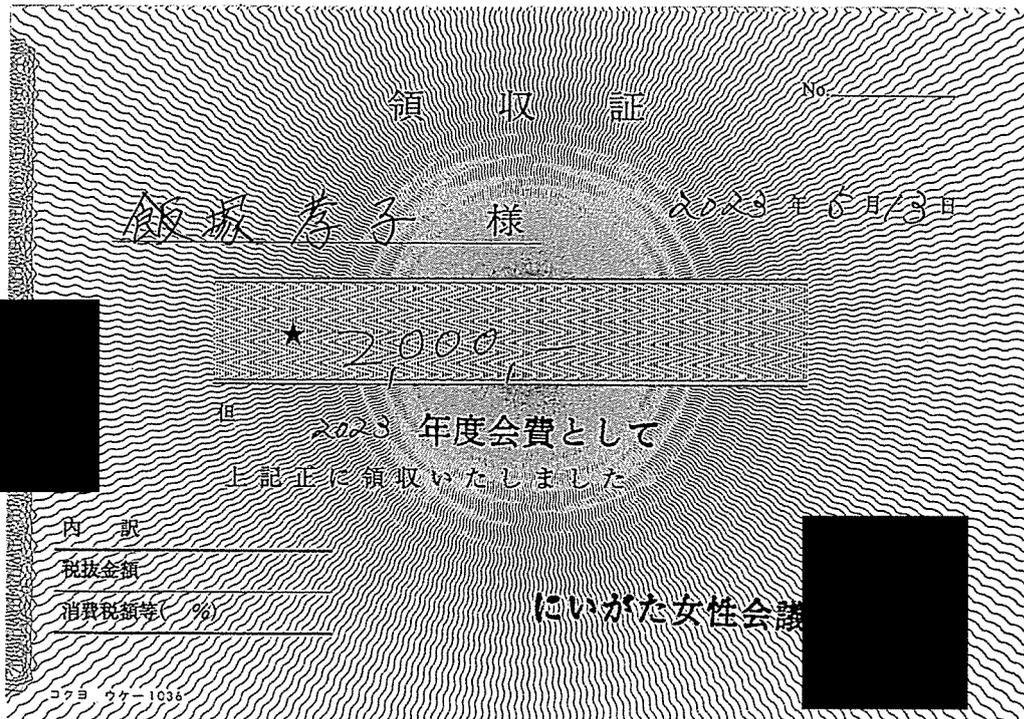
Amazonギフト券  
 500円分をプレゼント!  
 毎月1,000名様に  
 当たるチャンス

給油をお得に!  
 カーライフを便利に!  
 Drive On

# 支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団		
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	6
支 出 項 目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月1日 から 令和5年4月30日		
支出年月日	令和5年5月13日		
支 出 金 額	166 円		
支 出 先	にいがた女性会議		
使 途 内 容	にいがた女性会議会費2023年4月分		
備 考	飯塚孝子議員 2,000円×1/12=166円		

領収書貼付欄 (調査研究費)



※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

## にいがた女性会議規約

(名 称)

第1条 この会は「にいがた女性会議」という。

(目 的)

第2条 この会は女性と男性が家庭・職場・地域で、共に平等にかかわることのできる社会をつくることを目的とする。

(活 動)

第3条 この会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 「新潟市男女共同参画行動計画」を新潟市とのパートナーシップで推進する。
- (2) 「新潟市男女共同参画行動計画」推進のために部会を設置し、調査・研究等を行う。
- (3) 「アルザフォーラム」の開催を推進する。
- (4) 「アルザにいがた(新潟市男女共同参画推進センター)」の運営に参画する。
- (5) その他目的を達成するための事業を行う。

(会 員)

第4条 この会の会員は、この会の目的に賛同する個人と団体・グループ・サークルとする。

(役員及び会計監査)

第5条 この会に役員として代表、副代表、運営委員若干名をおく。

2 会計監査2名をおく。

(任 期)

第6条 役員及び会計監査の任期は1期2年とする。

(役員及び会計監査の選出)

第7条 役員及び会計監査の選出は次のとおりとする。

- (1) 代表、副代表は、会員の中から選出し、総会の承認を得る。
- (2) 運営委員は総会において会員の中から選出する。
- (3) 会計監査は総会において会員の中から選出する。

2 役員の選出にあたり「役員選考委員会」を設ける。

(役員の仕事)

第8条 役員及び会計監査の仕事は次のとおりとする。

- (1) 代表はこの会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副代表は代表を補佐し、代表に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 運営委員はこの会の運営に関する事項を審議し、分担して実行する。
- (4) 会計監査は会計を監査し、総会に報告する。

(総 会)

第9条 総会は会員全員をもって構成し、次の事項を審議し決定する。

- (1) 活動報告及び活動計画
- (2) 予算の決定及び決算の承認
- (3) 役員及び会計監査の選出及び承認
- (4) 規約の改正
- (5) その他必要な事項

2 総会は年1回とし、代表が招集する。但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

- 3 総会は3分の1以上の出席をもって成立する。なお、委任状をもって出席とみなす。
- 4 議長はその都度、出席者の中から選出する。
- 5 議事は出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長が決定する。

(運営委員会)

第10条 運営委員会は次の事項を審議し、実行する。

- (1) 総会において審議すべき事項
- (2) 総会で決議した事項を分担して実行する。
- (3) その他、この会の運営に関する事項

(事務局)

第11条 代表の委嘱により事務局員若干名をおくことができる。

- 2 事務局住所は当分の間、アルザにいがた（新潟市男女共同参画推進センター）気付「にいがた女性会議」とする。

(会計)

第12条 この会の経費は会員の年会費及び寄付その他による。

- 2 会費（年会費）は1口1,000円とし、団体3口以上、個人2口以上とする。

(会計年度)

第13条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 この規約に定めるものの他、にいがた女性会議の運営その他必要な事項は別に定める。

付則 この規約は1988年10月27日から施行する。

1991年5月11日 一部改正

1992年5月9日 一部改正

1994年5月21日 一部改正

1995年5月20日 一部改正

1996年5月18日 一部改正

2000年5月20日 一部改正

2001年5月12日 一部改正

2005年5月14日 一部改正

2006年5月20日 一部改正

2009年5月30日 一部改正

2020年5月9日 一部改正

# 支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団		
支出年度	令和5年度	整理番号 (項目別)	7
支出項目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月1日 から 令和5年4月30日		
支出年月日	令和5年5月19日		
支出金額	35 円		
支出先	議会事務局総務課		
使 途 内 容	コピー機使用料2023年4月分		
備 考	71 円 × 1/2 = 35 円		

領収書貼付欄 (調査研究費)

**新潟県新潟市 納入通知書 兼 領収証書**

〒  
日本共産党新潟市議会議員団 様

<b>年度</b>	5	<b>担当課</b> 議会事務局総務課	<b>納定番号</b> 1026686 <00023993>
<b>会計</b>	005	一般会計	
<b>款</b>	25	諸収入	
<b>項</b>	05	雑収入	
<b>目</b>	03	雑収入	
<b>事業</b>			
<b>節</b>	11	議会費雑収入	
<b>細節</b>	10	<議会事務局>議会費雑収入	
<b>細々節</b>	10	<議会事務局>その他雑収入	
<b>摘要</b>	コピー機使用料 (令和5年4月分)		

<b>納付金額</b>	71 円
<b>納期限</b>	2023年(令和 5年) 5月29日

上記の金額を納期限までに納入してください。  
2023年(令和 5年) 5月17日

新潟市長

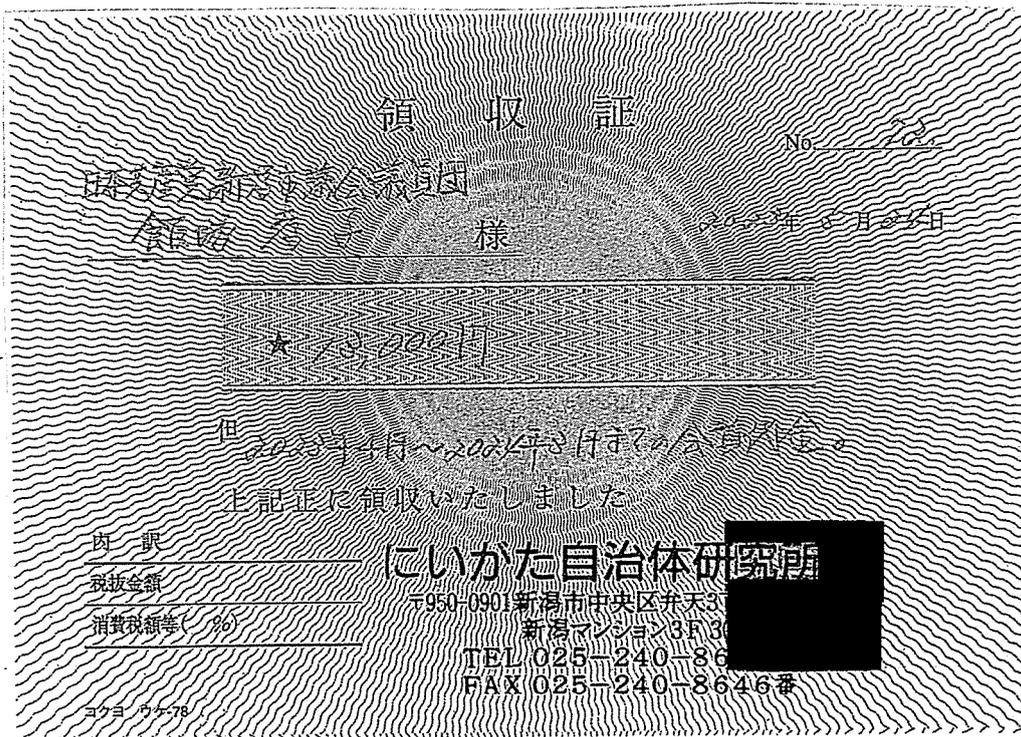
領収日付印

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

# 支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団		
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	8
支 出 項 目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月1日 から 令和5年4月30日		
支出年月日	令和5年5月24日		
支 出 金 額	1,083 円		
支 出 先	にいがた自治体研究所		
使 途 内 容	にいがた自治体研究所2023年度会費4月分		
備 考	飯塚孝子議員 13,000円×1/12=1,083円		

領収書貼付欄 (調査研究費)



※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

# にいがた自治体研究所規約

## 第1章 総 則

第1条 この研究所は「にいがた自治体研究所」という。

第2条 この研究所の事務所は新潟市中央区弁天3丁目3-5新潟マンション3F305号におく。

第3条 この研究所は民主的地方自治の確立に寄与するために、主として新潟県内の自治体問題、地域問題、地方自治に関する調査、研究活動および自治の研究活動を行うことを目的とする。

第4条 この研究所は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ①自治体問題、地域問題に関する調査と研究、及び資料の収集。
- ②自治体問題、地域問題に対する関心と理解を深め、民主的運動を高めるための啓蒙と宣伝。
- ③県内各地の自治体研究組織への援助。
- ④その他設立趣旨、目的にもとづく必要な事業。

## 第2章 会 員

第5条 この研究所の会員は、第3条の目的に賛成する個人、団体をもって組織し、次の区分とする。

第6条 会員は研究所の活動に参加し、会費を納入する。

## 第3章 機 関

第7条 この研究所に次の機関をおく。

- ①総会
- ②理事会
- ③常任理事会

第8条 総会はこの研究所の最高機関で、一般会員、団体会員をもって構成する。ただし、団体会員一口につき一名とする。

第9条 総会は毎年1回理事長が招集する。ただし、理事会がとくに必要と認めた場合は、臨時総会を開くことができる。

第10条 総会は次の事項を議決する。

- ①年間の事業計画
- ②予算および決算
- ③規約の改廃
- ④役員を選出
- ⑤その他必要と認める事項

第11条 理事会は理事長、副理事長、理事、事務局長をもって構成し、理事長が随時招集する。

第12条 理事会は総会の決定にもとづいて、研究所の業務の執行方針を決定する。

第13条 業務の執行を円滑にするため、理事会は常任理事選任する。

①一般会員 ②団体会員  
とづいて、研究所の業務を執行する。

3 常任理事会は理事長が随時招集する。

第14条 会議の議事は出席者の過半数によって決める。

#### 第4章 役員

第15条 この研究所に次の役員をおく。

- ①理事長 1名
- ②副理事長 若干名
- ③理事 若干名
- ④事務局長 1名
- ⑤監事 2名

第16条 理事長はこの研究所を代表し、業務を総括する。

第17条 副理事長は理事長を補佐し、事故ある時これを代理する。

第18条 事務局次長は理事会の議を経て任命する。

第19条 理事は一般会員、団体会員の中からそれぞれ選出する。

第20条 事務局長は事務局員を掌握し、この研究所の日常の業務執行に当たる。

第21条 監事はこの研究所の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第22条 役員の任期は2カ年とする。ただし、再任を妨げない。

2 常任理事会は総会の決定にも

#### 第5章 事務局

第23条 この研究所は、日常業務を処理するため事務局をおく。

#### 第6章 顧問、研究員

第24条 この研究所は若干名の顧問をおくことができる。

2 顧問は総会の議を経て委嘱する。

第25条 この研究所は若干名の研究員をおくことができる。

2 研究員は理事会の議を経て委嘱する。

#### 第7章 会計

第26条 この研究所の経費は会費、事業収入および寄付金をもってあてる。

①一般会員 年額：13,000円

②団体会員 年額：13,000円

第27条 会計年度は1月1日より12月末日までとする。

#### 付 則

この規約は2002年2月23日より施行する。

この規約は2006年2月19日より施行する。

この規約は2010年2月14日より施行する。

この規約は2016年1月1日より施行する。



# 支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団		
支出年度	令和5年度	整理番号 (項目別)	9
支出項目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月1日 から 令和5年4月30日		
支出年月日	令和5年5月24日		
支出金額	1,083 円		
支出先	にいがた自治体研究所		
使 途 内 容	にいがた自治体研究所2023年度会費4月分		
備 考	倉茂政樹議員 13,000円×1/12=1,083円		

領収書貼付欄 (調査研究費)



※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

## 支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団		
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	10
支 出 項 目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月1日 から 令和5年4月30日		
支出年月日	令和5年5月31日		
支 出 金 額	416 円		
支 出 先	新潟県女性議員の会		
使 途 内 容	新潟県女性議員の会2023年4月分会費		
備 考	飯塚孝子議員 5,000円×1/12=416円		
領収書貼付欄		(調査研究費)	

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

領収書

No. \_\_\_\_\_

飯塚 孝子 様

金額

¥5,000-

但 新潟県女性議員の会 令和5年度会費として

令和5年 5月3/日

上記正に領収いたしました

〒950-953

新潟市中央区大島91-1

新潟県女性議員の会

会計 小野 照子

TEL

2025.4/6A

## 新潟県女性議員の会会則

- 第1条 この会は新潟県女性議員の会という。
- 第2条 この会は、新潟県内の地方自治体女性議員をもって組織する。
- 第3条 この会は、女性議員が超党派で交流・研修し、女性議員の資質の向上を図るとともに、各自治体および新潟県の発展に寄与することを目的とする。
- ( 事 業 ) 第4条 この会は、前条の目的を達成するため、必要な事業を行う。
- ( 事 務 局 ) 第5条 この会は事務局をおく。
- ( 役 員 ) 第6条 この会に次の役員をおく。
- |         |         |
|---------|---------|
| 会 長     | 1名      |
| 副 会 長   | 各ブロック1名 |
| 事 務 局 長 | 1名      |
| 幹 事     | 若干名     |
| 会 計 監 査 | 2名      |
| 顧 問     | 若干名     |
- ( 役員 の 選 任 )
- ( 役員 の 職 務 ) 第8条
1. 会長はこの会を代表する。
  2. 副会長は、会長を補佐し、各ブロックから1名選出し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときはその職務を代行する。
  3. 会長および副会長がともに欠けたときは、年長の幹事が会長の職務を行う。
  4. 事務局長は、会の事務に当たる。
  5. 幹事は、会の運営に当たる。
- ( 役員 の 任 期 ) 第9条
1. 役員 の 任 期 は、総会において選任されたときから、次の総会において後任者が選任された時までとする。
  2. 補欠の役員 の 任 期 は、その選任されたときから前項の役員 の 改選の総会において後任者が選任されたときまでとする。
  3. 役員 の 再任は妨げない。
- ( 総 会 ) 第10条
1. 総会は毎年1回開催する。
  2. 総会は出席者をもって成立し、次に掲げる事項を協議する。
    - ( 1 ) この会の事業および運営に関する事項。
    - ( 2 ) 関係機関に提出事項。
    - ( 3 ) その他役員会が必要と認めた事項。
  3. 前項第2号については、会員の半数以上の出席をもって成立し、出席者全員一致をもって可決とする。ただし、出席は委任状をもってこれに代えることができる。
- ( 役 員 会 ) 第11条
1. 役員会 は、会長・副会長・事務局長・幹事で組織する。

(1) 運営事項についての協議、促進。

(2) 総会に付議すべき事項の審議。

(3) その他会長が必要と認めた事項。

2. 役員会は、前項の規定にかかわらず、緊急の事項につき総会に代わって決定することができる。ただし、第10条第2項第2号は除く。
3. 前項の規定による決定については、会長はこれを直近の総会に報告し、承認をえなければならぬ。

( 会 計 ) 第12条 1. この会にかかわる経費は、会費その他の収入をもってあてることとし、会費の額は次のとおりとする。

(1) 会費は、新潟県議会議員5,000円、政令指定都市議員5,000円

(2) その他の市町村議員3,000円とする。

2. 会計年度は、4月1日から翌年3月31日をもってする。

( 付 則 )

1. この会則は、平成8年5月20日から施行する。

2. 改正会則は、平成13年4月12日から施行する。

3. この改正会則は、平成16年4月15日から施行する。

4. この改正会則は、平成18年4月18日から施行する。

5. この改正会則は、平成21年7月29日から施行する。

6. この改正会則は、平成27年7月17日から施行する。

7. この改正会則は、平成29年4月1日から施行する。

8. この改正会則は、平成29年7月20日から施行する。

## 支出伝票一覧表

会派名	日本共産党新潟市議会議員団			
支出年度	令和5年度	支出項目	広報費	NO. 1
整理番号	支出年月日	支出内容	支出金額(円)	備 考
1	R5.4.1	独自ドメイン契約更新料2023年4月分	178	会派伝票用 [1,728円+440円(税込手数料)]×30/255=178円
2	R5.4.24	いいづか孝子2月議会報告印刷代	189,377	飯塚孝子議員 新聞折込分16,540部、手配り分850部
3	R5.4.24	いいづか孝子2月議会報告新聞折込料	62,364	飯塚孝子議員
		小 計	251,919	
		合 計	251,919	

# 支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団		
支出年度	令和5年度	整理番号 (項目別)	
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input checked="" type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月1日 から 令和5年4月30日		
支出年月日	令和5年4月1日		
支出金額	178 円		
支 出 先	ジーエムオーペパボ(カ)		
使 途 内 容	独自ドメイン契約更新料2023年4月分		
備 考	会派控室用 [1,728円 + 440円(振込手数料)] × 30/365 = 178円		

領収書貼付欄 (広報費)

第一北越銀行

お取引明細票

お取扱日	04-12-20	取扱店	281	号機	26	NB	銀行番号	N	口座店	口座番号	通番	28	お取引内容	振 込
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円	お取引金額	お取引後元帳残高	円		
			2		2					¥1,728	¥440			

\* お振込明細 \*      080028

お振込先 XXXXXXXXXX      11:50

ジーエムオーペパボ(カ) 様

ご依頼人 XXXXXXXXXX 様      TEL025-226-3450

おつり      ¥32

印紙税申告納付につき新潟税務署へ送付

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取引の明細は上記のとおりでございます。  
 ●ご利用のお客様へ  
 ○ご利用の日および期間により当行所定の手数料(含消費税)を手数料欄記載のとおりお支払いいただいております。  
 ○ただしキャッシングサービスの場合は、ご利用額の決済日にお取引口座からお支払いいただきます。

印紙税納付の必要がない場合は\*印で消してあります。  
 該面のご案内をあわせてご覧ください。

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

Subject: 独自ドメイン契約更新料の支払いについて（依頼）

From: [REDACTED]

Date: 2022/12/16 15:55

To: 日本共産党新潟市議団 <info@jcp-niigata-shigidan.com>

再送します。

ご苦労様です。

党市議団のホームページ用のURLになる独自ドメイン（jcp-niigata-cigidan.com）は、継続使用するために更新手続きが必要です。

更新料の支払期限は12月30日となっています。

下記の振込先、払込人名義を参考に送金手続きをお願いします。

なお、1年分の料金が記載されていますが、複数年の一括払いも可能です。

年末のため、早めの対応をお願いします。

振込を完了したら、私宛にメールでお知らせください。ムームドメインで「契約更新完了」の確認をします。

From: [REDACTED]

To: [REDACTED]

Date: 2022/12/10 土 16:31

Subject: 【ムームドメイン】ご契約内容のお知らせ

ムームドメインからの契約内容のお知らせです。下記の内容で、支払期限までにご入金くださいませ。

- ◆契約年数 1年
- ◆ドメイン価格 1,728
- ◆お支払い方法 銀行振込
- ◆支払期限 2022/12/30
- ◆ご請求額 1,728

◆振込先

[REDACTED]  
ジーエムオーペパボ（カ）

◆払込人名義

[REDACTED] 渡辺有子

※お振り込みの際、[REDACTED]を払込人名義の前にご入力をお願いいたします。

窓口ご利用の場合は入金締切日の13時半までに、ATM機ご利用の場合は入金締切日の14時半までに、お支払いください

○R4.12.20支払分

→R5.1.10～R6.1.9分



## 支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団		
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	2
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input checked="" type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月21日		
支出年月日	令和5年4月24日		
支 出 金 額	189,377 円		
支 出 先	株式会社小林印刷所		
使 途 内 容	いいつか孝子2月議会報告印刷代		
備 考	飯塚孝子議員 新聞折込分16,540部、手配り分850部		
領収書貼付欄	(広報費)		

### 領 収 証

011240

2023年4月24日

日本共産党新潟市議会議員団様

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">金額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百円</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">十円</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">円</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">角</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">分</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">厘</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">銭</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">¥</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> </table>	金額	百円	十円	円	角	分	厘	銭		¥	1	8	9	3	7	7	<p>但し、議会報告代</p> <p>上記金額正に領収致しました</p> <p style="text-align: center;">株式会社 小林印刷所</p> <p style="text-align: center;">代表取締役 小林 則夫</p> <p style="text-align: center;">新潟市中央区 〇〇〇〇 地</p> <p style="text-align: center;">TEL (02) 〇〇〇〇 〇〇〇〇 代</p> <p style="text-align: center;">FAX (02) 〇〇〇〇 〇〇〇〇 8</p>
金額	百円	十円	円	角	分	厘	銭										
	¥	1	8	9	3	7	7										

備考欄には按分率等を記入してください。

# 請求書

伝票No. 2807

2023年4月21日

株式会社 小林印刷所  
代表取締役 小林 則夫

〒951-8028 新潟市中央区東湊町3ノ町2569番地  
TEL (025) 222-8725 FAX (025) 222-7418  
E-mail: main@shobayashi-insatsu.co.jp

取引銀行

担当者

お客様コードNo. [REDACTED]

951-8126

新潟市中央区学校町通り1

新潟市役所内

日本共産党新潟市議会議員団 御中

商 品 名	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
いづか孝子議会報告	17,390	部	9.90	172,161	
消費税				17,216	

摘要

合 計

189,377

# 納品書

伝票No. 2807

2023年4月21日

株式会社 小林印刷所  
代表取締役 小林 則夫

〒951-8028 新潟市中央区東湊町3ノ町2569番地  
TEL (025) 222-8725 FAX (025) 222-7418  
E-mail: main@shobayashi-insatsu.co.jp

取引銀行

担当者

下記の通り受領致しました。

商 品 名	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
いづか孝子議会報告	17,390	部	9.90	172,161	
消費税				17,216	

摘要

合 計

189,377



請求書 R5年4月24日

No.

新潟市東区寺田1-13号

有限会社

本所

代表取締役

日本共産党新潟市議団  
飯塚孝子様

報  
日  
夕  
一  
誠

下記のとおり御請求申し上げます

登録番号

税込合計金額

¥62,364

消費税額等

月日	品名	数量	単価	金額(税抜)	税率(%)	摘要
4/23	1 折込料	16540	3.4			
	2 管理料 NICE	4950			168	
	3 " 石山	5750			195	
	4 " 河渡	970			32	
	5 " 野山	1200			40	
	6 " 駅南	1720			24	
	7 消費税				5669	
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
合計(税抜・税込)				税率	10%	消費税額等
				税率	%	消費税額等

コクヨ ウ-322



# いいづか 孝子 2月議会報告

2月定例議会の一般質問は、新型コロナウイルス5類移行後の対応、安心・安全の保育環境整備、学びを保障する就学貸付と給付型奨学金制度、がん施設検診及び補聴器購入費助成の年齢制限撤廃、マイナンバーカード未取得者の保険証廃止の撤回、スケートボード広場設置について質問しました。

## 2023年度予算に3つの子育て支援事業拡充

- ①妊産婦医療費助成の所得制限撤廃で全妊産婦が対象となります。
  - ②産後ケア低額料金化(宿泊2,500円、デイケア2,000円、訪問ケア1,000円)
  - ③多子世帯(第3子以降)保育料無償対象の拡大(第一子年齢高校3年に引上げ)
- ※飯塚孝子議員が2019年12月議会にて提案した3つの子育て支援事業の対象拡大と低額料金が、市長公約に盛り込まれ本年度に拡充が図られました。

## 新型コロナウイルス感染症 5類移行後の対応は

政府は、5月8日から新型コロナウイルスの感染上の位置づけを2類から5類に引き下げることを決めました。5類化を機に、法律ではなく算措置として実施してきた対策も含め、医療機関向けの様々な支援措置についても段階的に見直すことを表明しています。

5類になると季節性インフルエンザと同じ扱いになり、行政の役割は、国民や医療関係者への情報提供などに限定されるようになります。新型コロナウイルスの感染力は、季節性インフルエンザより通かに高く、後遺症の重さや死者数の多さが際立っています。第8波より大きい第9波が来ない保証はありません。

## 受診抑制と発熱外来

飯塚議員 現状の発熱外来は、他の患者と分離した診察室の確保が必要ことから限られた医療機関での対応である。5類移行後の受け入れはどうか。

飯塚議員 死亡者数は75歳以上が81人と約9割を占めている。また、高齢者施設で亡くなった人が2割を占めていることから、介護施設内での隔離と治療に限界がある。高齢者は原則入院とし早期治療で対応するべきではないか。

第8波(2022年11月~23年2月)の状況について

- ①高齢者施設での集団感染件数 59件
- ②死亡者の内訳について  
(この期間の総数91名/累計176名)

年齢別	64歳以下2名	65歳~74歳8名	75歳以上81名
療養施設別	病院 68名	施設 21名	死亡後に陽性確認者 2名

夏目保健衛生部長 5類移行後は、入院が必要と診察をした医師と入院医療機関との間で調整されることをめざし、現在、県が主体となり医療機関への支援を検討している。市は、県と連携し感染対策に係る技術的な支援や説明会を行う。

## 新型コロナウイルスの検査・治療の公費負担の継続を国と県に求めよ

政府は「5類」移行に伴い、現在無料となっていた検査や陽性判明後の外来診療は患者負担とし、入院費も原則自己負担を打ち出しています。

県も新型コロナウイルス感染が疑われる人のPCR検査を集中的に行う「地域外来検査センター」の設置・運営費を前年度比5分の1程度に減額しています。検査や医療費の負担増によって受診控えが広がれば、患者の命と健康にかかわるだけでなく、感染拡大を抑制する上で社会に及ぼす影響においても大きなマイナスとなります。

飯塚議員 新型コロナウイルスの検査と治療の公費負担の継続を国と県に求めるべきと考えますが、夏目保健衛生部長、受診抑制につながらないよう、当面は国費負担の継続が不可欠だと考えており、早い段階から指定都市市長会を通じて国に緊急要請を行っている。

## コロナ後遺症の実態調査と必要な支援を

オミクロン株感染による後遺症の深刻さを示すデータ

夕が出ています。感染者の1割が罹るとされる後遺症ですが、睡眠障害や倦怠感がデジタルタタキより大幅に増え、長期化する傾向があると指摘されています。

## 安心して産み育てられる 保育環境の整備を

飯塚議員 本市における3歳未満児の保育料軽減は、所得と多子軽減によるところとなっており、初めての子どもとなつては、子育ての負担が重くなる。重要と考える。柏崎市・弥彦村、阿賀野市は3歳未満児無償化の拡充を実施している。本市においては、少子化対策とするならば第1子から無料とするべきではないか。

## 保育料無償化対象の拡充を

内閣府が2020年度に行った「少子化社会に関する国際意識調査」によれば、育児の最重要政策は何が、初めての子どもとなつては、子育ての負担が重くなる。重要と考える。柏崎市・弥彦村、阿賀野市は3歳未満児無償化の拡充を実施している。本市においては、少子化対策とするならば第1子から無料とするべきではないか。

小柳こども未来部長 0・1・2歳児の保育料は、第2子の保育料を4分の1、更に第3子以降の保育料無償化の対象条件を拡充によって国基準を上回る軽減を行っている。子育て世帯への経済的負担軽減は重要な課題と認識している。国に対し指定都市市長会の緊急提言として、保育料の無償化の要望を行っている。国の動向を注視していく。

## 不適切保育の対応状況と相談窓口の設置を

飯塚議員 本市においても報道で2園の不適切保育が明らか

極めて不十分と言わざるを得ません。

かになつた。不適切保育の対応状況と相談窓口の設置と周知が必要と考えるがどうか。小柳ことも未来部長 保育施設における不適切保育の対応状況は、これまででも複数報告があり、事実確認をして必要に応じて指導してきた。相談窓口は、各保育施設に苦情解決責任者や第三者委員、相談受け付ける担当者、施設で保護者や地域住民に積極的に周知を求めている。保護者や職員が保育施設に対して直接指摘していくことも想定されるため、区役所健康福祉課や子ども未来部保健課が窓口であることを明確化している。今後は、医療機関など関係機関に対し、広く周知していく。

### 4・5歳児の保育士配置基準の見直しを

国は保育士1人が見る子どもの人数を配置基準として定めています。保育士1人に対する4歳児は3人、1歳を児児は6人、

3歳児は20人、4・5歳児は30人と多くの子どもを見なければなりません。特に4・5歳児は、基準が定まった75年前から一度も変わっていません。本市の事故発生報告によれば、保育中のケガ等の発生頻度の割合が運動盛んな3・6歳児に集中しています。保育施設職員会のアンケートによれば、84%が災害時に子どもを命と安全が守れないと答えています。

飯塚議員 4・5歳児保育士配置基準の見直しを国に求めるとも、市独自でも拡充を求めるとも、小柳ことも未来部長 本市では1歳児の配置基準を国基準の1対6から、1対3に手厚くして保育している。配置基準の見直しについては、多額の財源が必要ことから、国において見直すべきものとして国に要望してきた。

## 学びを保障する就学貸付と奨学金制度とするために

日本の少子化の大きな要因になっているのは、世界でも突出している高い学費です。経済協力開発機構(OECD)の2019年統計によれば日本の教育への公的支出は加盟国中の下から2番目の低さです。内閣府の国際意識調査2020年度の子どもの産み育てやすさの国別ランキングでは、日本では「そう思わない」とする回答が61.1%をトップでした。日本財団が1月に発表した17・19歳の若い世代への意識調査でも、実施してほしい少子化対策は「教育の無償化」が39.3%と第一位でした。社会的自立を保障する上でも、教育の果たす役割は大きく、国の責任で高い入学金の廃止と授業料の無償化で学びを保障するべきと考えますが、自治体としても支援の拡充が必要とす

### 母子父子寡婦福祉資金貸付制度の要請制を

飯塚議員 母子父子寡婦福祉資金貸付制度は、借主が生活保護受給の場合など連帯保証人が必要となるが、保証人の年齢要件の緩和が必要とではないか。小柳ことも未来部長 貸付事業で継続かつ安定的に制度を運用していくため返済が困難と思われる方には、連帯保証人を立てていただくことが必要。連帯保証人の条件については、他都市の状況を参考に見直しを検討する。

### 給付型奨学金制度の創設を

飯塚議員 本市の奨学金制度は、無利子ではあるが卒業後の市内居住や市民税課税があること等を条件とする返還特免免除制度があるものの原則返還を求め、卒業後の生活と奨学金の返済の重荷が、結婚や子育ての足かせとなつて少子化の大きな要因となつている。給付型奨学金を創設して学びを保障するべきと考えがどうか。小柳ことも未来部長 本市の奨学金制度は、国や県の補完的の併用も可能な「貸与型無利子奨学金」となつている。国は、令和6年度から給付型奨学金の対象を中間所得層にも拡大する予定と聞いているので、動向を注視していく。



## 補聴器購入費助成の年齢制限の撤廃を

耳が聞こえにくくなった状態を放置しておくこと認知障害や抑うつ、睡眠障害が高まる恐れがあるとの指摘があります。聴力に関する16か国を対象に実施した調査によると、ラック2022の調査によれば、日本の補聴器所有割合は、聞こえにくさを自覚している人の15.2%と16か国中15位の最低レベルであることが明らかになりました。その要因に「難聴は健康に關係してない」「難聴は低年齢で聞こえにくさを自覚しても耳鼻科やかかりつけ医に向かう人が38%と低い」という現状が指摘されています。受診した人でも医師に補聴器を勧められたのは、日本では37%と欧米の75.8割に比べ低かったことと補聴器購入まで平均2.5〜3年が経過していたことが明らかになりました。

超高齢社会においても、認知症対策は重要課題です。難聴に対するリスク認識は、市民側と医療従事者側の双方への啓発と難聴対応の早期発見と適切な対応の仕組みに課題があるので、はなしていかがうか。

飯塚議員 特定健診時の聴覚に関する問診又は聴力検査を軽度・中等度難聴者の早期発見のしくみが必要ではないか。佐久間福祉部長 特定健診はメタボリックシンドロームに着目

した国の指針に基づく問診と健診項目を定めている。委託機関は内科の医療機関が中心となっており、難聴に関する問診や健診項目に加えることは、設備や検査体制も含め制度構築に課題があると考え。

飯塚議員 ジャパントラック調査で、補聴器が必要と感じた年齢は75歳以上が4割でした。市が試行している対象年齢が74歳まででは、支援が必要な人の補聴器取得をさらに遅らせることになる。購入費助成の年齢制限を撤廃して、加齢性難聴に対応する環境整備を図るべきではないか。

夏目保健衛生部長 単に補聴器の購入費を助成するのではなく、中等度難聴者の補聴器使用による認知症予防効果の検証につなげる保健事業の位置づけとされていることから、この対象の設定は有効と考えている。対象年齢の上限撤廃については今後検討課題としていく。



## 乳がん施設検診の年齢制限の撤廃を

乳がんは、女性の9割が乳癌第1位で、30歳代から急増し加齢とともに増加しています。生涯での罹患率は1人に1人がかかる最も注視しなければならぬ「がん」です。一方で、行政検診や自己子宮頸がんによる早期発見・早期治療により5年相

対生存率は92%と高く、検診による受診率の向上でさらに死亡率を減少させる可能性があります。本市が実施している乳がん検診は、検診車による集団検診を医療機関等で実施する施設検診があります。70歳以上には施設検診の助成対象とされています。令和4年度は、集団検診のみで高齢者受診者数が低下しています。

飯塚議員 施設検診の年齢制限を撤廃して検診率の向上を図るべきではないか。夏目保健衛生部長 国の指針では、乳がん検診の受診を特に推奨する年齢は40歳から69歳までとなつており、本市はその指針に沿って施設検診の対象年齢を設定している。施設検診の年齢制限については、乳がん検診検討委員会の専門医とも協議し検討していく。

## 東区にスケートボード広場の設置を

飯塚議員 東京オリンピック競技で一躍注目を集めた「スケートボード競技」は、小学生若者の幅広い層の要求になつているが、適切な練習場がないため、周辺住民との間で、騒音等の苦情の原因になつて、子どもたちの願ひに応え、東区内にスケートボード広場の設置を求めるとも、石井東区長 二丁の把握や安全性の確保、近隣住民への騒音が問題にならない適切な場所があるかなどの検討が必要と考え、関係者と意見交換して研究していく。

## 支出伝票一覧表

会派名	日本共産党新潟市議会議員団			
支出年度	令和5年度	支出項目	広聴費	NO. 1
整理番号	支出年月日	支出内容	支出金額(円)	備 考
1	R5.5.15	市民アンケート返信郵送料後納	2,312	振込手数料440円含む
		小 計	2,312	
		合 計	2,312	

# 支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団		
支出年度	令和5年度	整理番号 (項目別)	
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input checked="" type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月1日 から 令和5年4月30日		
支出年月日	令和5年5月15日		
支出金額	2,312 円		
支 出 先	日本郵政株式会社		
使 途 内 容	市民アンケート返信郵送料後納		
備 考	振込手数料440円含む		

領収書貼付欄

(広聴費)

**第四北越銀行**

## お取引明細票

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容				
05-05-15	281	26	N				25	振込				
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円	お取引金額	振込手数料	お取引後元帳残高
			3							¥1,872	¥440	

\* お振込明細 \*      080025

お振込先      XXXXXXXXXX

09:43

ご依頼人      ニフホコンピュータ 様  
 ニフホキョーサントウエイカクシキカイインタン 様  
 TEL025-226-3450

印紙税申告納  
 付につき新潟  
 税務署承認

おつり      ¥688

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取引の明細は上記のとおりでございます。  
 ●ご利用のお客へ  
 ○ご利用の日および時間により当行所定の手数料(含消費税)を手数料欄記載のとおりお支払いいただいております。  
 ○ただしキャッシングサービスの場合は、ご利用額の決済日にお取引口座からお支払いいただきます。

■印紙税納付の必要がない場合は、\*印で消しております。  
 裏面のご案内をあわせてご覧ください。

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。



# 請求書 (Bill)

日本共産党新潟市議会議員団

御中

電信扱い専用

日本郵便株式会社



【お問合せ先】  
新潟中央郵便局第四集配営業部新潟中分室  
電話：025-229-0412

平素は、格別のお引き立てに預かり、誠にありがとうございます。  
料金後納ご利用額につき、下記のとおりご請求させていただきます。  
下記の指定口座あてに電信扱いにてお振込みください（送金手数料はお客さまのご負担となります）。  
※他のご請求分と合算してのご入金はできませんのでご注意ください。ご利用明細はWEBでご参照ください。

ご請求番号 (Billing ID) [Redacted]	ご請求額 (Charge) 1,872 円 (うち消費税相当額) 169 円	お支払期限 (Due Date) 2023年 5月 31日	発行日 (Date of Issue) 2023年 5月 6日
振込口座 (※必ず電信扱いにてお振込願います)			
【銀行名】 [Redacted]	【支店名】 [Redacted]	【口座名義】 日本郵便株式会社 ニホ*ソコビソ(カ)	
【預金種別】 [Redacted]	【口座番号】 [Redacted]		

お支払期限までにお支払いいただけない場合、その期限の翌日から年14.5%の延滞利息をお支払いいたします。  
「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(平成19年法律第22号)により、10万円を超える額をお支払の際には、ご利用金融機関の窓口において、お客さまご本人のお名前、ご住所、生年月日が記載された公的書類(運転免許証、登記事項証明書等)をご提示いただくことが必要となります(詳しくはご利用の金融機関にお問合せください。)

ご請求の内訳 (Billing Details)	
2023/04/01~2023/04/30 料金後納ご利用額	1,872円

# 交付証(お客様用)

日本共産党新潟市議員団 様  
100000998-001026-  
000000001-000001  
(承認: 7215)

[収納金]  
受取人払  
第一種定形  
①04 2通 ¥208

料金 ¥168  
手数料 ¥40  
料金等計 ¥208

合計 ¥208

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2023年 4月 4日 9:30  
発行No. 230404L2867 端211015007  
連絡先: 新潟中央郵便局第四集配  
営業部新潟中分室  
TEL: 0570-943-064

取扱局 2001-120020

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

# 交付証(お客様用)

日本共産党新潟市議員団 様  
100000998-001026-  
000000001-000001  
(承認: 7215)

[収納金]  
受取人払  
第一種定形  
①04 3通 ¥312

料金 ¥252  
手数料 ¥60  
料金等計 ¥312

合計 ¥312

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2023年 4月 4日 9:34  
発行No. 230404L2875 端211015007  
連絡先: 新潟中央郵便局第四集配  
営業部新潟中分室  
TEL: 0570-943-064

取扱局 2001-120020

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

# 交付証(お客様用)

日本共産党新潟市議員団 様  
100000998-001026-  
000000001-000001  
(承認: 7215)

[収納金]  
受取人払  
第一種定形  
①04 3通 ¥312

料金 ¥252  
手数料 ¥60  
料金等計 ¥312

合計 ¥312

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2023年 4月 3日 9:48  
発行No. 230403L2829 端211015007  
連絡先: 新潟中央郵便局第四集配  
営業部新潟中分室  
TEL: 0570-943-064

取扱局 2001-120020

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

# 交付証(お客様用)

日本共産党新潟市議員団 様  
100000998-001026-  
000000001-000001  
(承認: 7215)

[収納金]  
受取人払  
第一種定形  
①04 1通 ¥104

料金 ¥84  
手数料 ¥20  
料金等計 ¥104

合計 ¥104

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2023年 4月 7日 9:30  
発行No. 230407L3000 端211015007  
連絡先: 新潟中央郵便局第四集配  
営業部新潟中分室  
TEL: 0570-943-064

取扱局 2001-120020

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

# 交付証(お客様用)

日本共産党新潟市議員団 様  
100000998-001026-  
000000001-000001  
(承認: 7215)

[収納金]  
受取人払  
第一種定形  
①04 1通 ¥104

料金 ¥84  
手数料 ¥20  
料金等計 ¥104

合計 ¥104

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2023年 4月 6日 9:32  
発行No. 230406L2933 端211015007  
連絡先: 新潟中央郵便局第四集配  
営業部新潟中分室  
TEL: 0570-943-064

取扱局 2001-120020

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

# 交付証(お客様用)

日本共産党新潟市議員団 様  
100000998-001026-  
000000001-000001  
(承認: 7215)

[収納金]  
受取人払  
第一種定形  
①04 2通 ¥208

料金 ¥168  
手数料 ¥40  
料金等計 ¥208

合計 ¥208

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2023年 4月 5日 9:34  
発行No. 230405L2911 端211015007  
連絡先: 新潟中央郵便局第四集配  
営業部新潟中分室  
TEL: 0570-943-064

取扱局 2001-120020

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

# 交付証(お客様用)

日本共産党新潟市議員団 様  
1000000998-001026-  
0000000001-000001  
(承認: 7215)

[収納金]  
受取人払  
第一種定形  
①104 1通 ¥104

料金 ¥84  
手数料 ¥20  
料金等計 ¥104

合計 ¥104

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2023年 4月13日 9:34  
発行No. 230413L3190 端211015007  
連絡先: 新潟中央郵便局第四集配  
営業部新潟中分室  
TEL: 0570-943-064

取扱局 2001-120020

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

# 交付証(お客様用)

日本共産党新潟市議員団 様  
1000000998-001026-  
0000000001-000001  
(承認: 7215)

[収納金]  
受取人払  
第一種定形  
①104 1通 ¥104

料金 ¥84  
手数料 ¥20  
料金等計 ¥104

合計 ¥104

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2023年 4月12日 9:05  
発行No. 230412L3150 端211015007  
連絡先: 新潟中央郵便局第四集配  
営業部新潟中分室  
TEL: 0570-943-064

取扱局 2001-120020

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

# 交付証(お客様用)

日本共産党新潟市議員団 様  
1000000998-001026-  
0000000001-000001  
(承認: 7215)

[収納金]  
受取人払  
第一種定形  
①104 2通 ¥208

料金 ¥168  
手数料 ¥40  
料金等計 ¥208

合計 ¥208

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2023年 4月11日 9:19  
発行No. 230411L3100 端211015007  
連絡先: 新潟中央郵便局第四集配  
営業部新潟中分室  
TEL: 0570-943-064

取扱局 2001-120020

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

# 交付証(お客様用)

日本共産党新潟市議員団 様  
1000000998-001026-  
0000000001-000001  
(承認: 7215)

[収納金]  
受取人払  
第一種定形  
①104 1通 ¥104

料金 ¥84  
手数料 ¥20  
料金等計 ¥104

合計 ¥104

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2023年 4月25日 9:17  
発行No. 230425L3488 端211015007  
連絡先: 新潟中央郵便局第四集配  
営業部新潟中分室  
TEL: 0570-943-064

取扱局 2001-120020

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

# 交付証(お客様用)

日本共産党新潟市議員団 様  
1000000998-001026-  
0000000001-000001  
(承認: 7215)

[収納金]  
受取人払  
第一種定形  
①104 1通 ¥104

料金 ¥84  
手数料 ¥20  
料金等計 ¥104

合計 ¥104

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2023年 4月24日 9:27  
発行No. 230424L3439 端211015007  
連絡先: 新潟中央郵便局第四集配  
営業部新潟中分室  
TEL: 0570-943-064

取扱局 2001-120020

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

# 住民アンケート(新潟市) 集計結果

2023年4月30日現在

回答総数	1726
【性別】	
男	651 37.7%
女	780 45.2%
不明	295 17.1%

【年齢】	
20歳未満	4 0.2%
20代	47 2.7%
30代	161 9.3%
40代	143 8.3%
50代	190 11.0%
60代	313 18.1%
70以上	656 38.0%
不明	212 12.3%

【行政区ごとの状況】	
北区	189
東区①	186
東区②	155
中央区	293
江南区	205
秋葉区	287
南区	40
西区	331
西蒲区	40

1-1 新潟市に、今後最も力を入れてほしいものは？【複数回答】

① 物価対策・景気対策	910	52.7%
② 新型コロナウイルス感染症、PCR検査、損失補てん	340	19.7%
③ 子育て支援の充実	707	41.0%
④ 医療・保健体制の充実	465	26.9%
⑤ 高齢者福祉・介護施設の充実	734	42.5%
⑥ 直行便・区バス・住民バスなど公共交通の充実	571	33.1%
⑦ 国庫などの保険料や医療費負担の引き下げ	743	43.0%
⑧ 税金や公共料金の軽減	841	48.7%
⑨ 学校教育の充実	320	18.5%
⑩ 障がい福祉の充実	307	17.8%
⑪ 農林水産業の振興・後継者対策	265	15.4%
⑫ 中心商店街の活性化	303	17.6%
⑬ 区役所の権限・予算・人員の増強	96	5.6%
⑭ 政令指定都市にふさわしい都市基盤の整備	270	15.6%
⑮ 子どもの安全・防犯対策	414	24.0%
⑯ 豪雨・地震・津波など災害対策の強化	446	25.8%
⑰ その他	194	11.2%
無回答	28	1.6%

1-2 子育て支援で新潟市にのぞむものは？【複数回答】

① 学校給食の全員給食と無償化	881	39.5%
② 子どもの医療費助成の完全無料化	509	34.1%
③ 0歳～2歳児の保育料無料化	418	24.2%
④ 希望する保育園、こども園に入園できる施設整備	330	19.1%
⑤ 教育費用の軽減、就学援助制度の拡充	509	29.5%
⑥ 税負担の軽減	370	21.4%
⑦ 学童保育や児童館などの整備・拡充	333	19.3%
⑧ 子育てと両立できる職場環境の整備	617	35.7%
⑨ その他	162	9.4%
無回答	166	9.6%

1-3 高齢者福祉で新潟市にのぞむものは？【複数回答】

① 医療・保健体制の充実	586	34.0%
② 特養ホーム、デイサービスセンターなどの介護施設の増設	514	29.8%
③ 介護保険料や利用料の引き下げ・減免	894	51.8%
④ 年金の引き上げ	886	51.3%
⑤ 介護している家族への支援	720	41.7%
⑥ 靴おむつ支給など介護保険外サービスの拡充	329	19.1%
⑦ 在宅サービス支援(買い物、配食、ゴミ出しなど)	466	27.0%
⑧ その他	146	8.5%
無回答	74	4.3%

2 長引くコロナ禍と諸物価の高騰について

(1) 新潟市の支援策は十分か

① 十分だ	60	3.5%
② 不十分だ	971	56.3%
③ どちらともいえない	593	34.4%
無回答	102	5.9%

(2) 新潟市としてどんな支援策が必要か？【複数回答】

① 全世帯への給付金	578	33.5%
② 生活困窮世帯への支援策の拡充	768	44.5%
③ 売上が減少した事業者への給付金や家賃補助	348	20.2%
④ 影響を受けた医療機関、介護施設等への支援	457	26.5%
⑤ 国民健康保険料や介護保険料の減免	813	47.1%
⑥ プレミアム商品券などの拡充	300	17.4%
⑦ その他	121	7.0%
無回答	88	5.1%

(3) コロナ感染の拡大に対し、どんな対策が必要か？【複数回答】

① 無料のPCR検査体制の拡充	832	48.2%
② 入院病床・宿泊療養施設(ホテル等)の確保	524	30.4%
③ 高齢者施設、病院、保育園、学校等での定期的なPCR検査	505	29.3%
④ 発熱外来の拡充	622	36.0%
⑤ その他	162	9.4%
無回答	193	11.2%

4 原簿再稼働について

① 再稼働すべきでない	901	52.2%
② 県が行っている検	317	18.4%
③ ただちに再稼働す	113	6.5%
④ よくわからない	167	9.7%
無回答	228	13.2%

# あなたの願いを新潟市政にいかします 「市民アンケート」にご協力ください(北区)

日本共産党は、一人ひとりのみなさんの願いに思いをよせ、みなさんの声を市政に生かそうと活動しています。  
みなさんのご意見・ご要望をお聞かせください。

※このアンケートは、お届けした封筒に入れて投函してください。料金受取人払いですので、切手は不要です。

## 1. 新潟市政についておたずねします (以下該当する項目に○をつけてください。複数回答可です)

### ●新潟市に、今後もっと力を入れてほしいものはなんですか？

- |                      |                               |
|----------------------|-------------------------------|
| ①物価対策・景気対策           | ②新型コロナ対策(ワクチン接種、PCR検査、損失補てん等) |
| ③子育て支援の充実            | ④医療・保健体制の充実                   |
| ⑤高齢者福祉・介護施策の充実       | ⑥直行便・区バス・住民バスなど公共交通の充実        |
| ⑦国保などの保険料や医療費負担の引き下げ | ⑧税金や公共料金の軽減                   |
| ⑨学校教育の充実             | ⑩障がい者福祉の充実                    |
| ⑪農林水産業の振興・後継者対策      | ⑫中心商店街の活性化                    |
| ⑬区役所の権限・予算・人員の増強     | ⑭政令指定都市にふさわしい都市基盤の整備          |
| ⑮子どもの安全・防犯対策         | ⑯豪雨・地震・津波など災害対策の強化            |
| ⑰その他 ( )             |                               |

### ●子育て支援について、新潟市にのぞむものはなんですか？

- |                    |                         |
|--------------------|-------------------------|
| ①学校給食の全員給食と無償化     | ②子どもの医療費の完全無料化          |
| ③0歳～2歳児の保育料無料化     | ④希望する保育園、こども園に入園できる施設整備 |
| ⑤教育費用の軽減、就学援助制度の拡充 | ⑥税負担の軽減                 |
| ⑦学童保育や児童館などの整備・拡充  | ⑧子育てと両立できる職場環境の整備       |
| ⑨その他 ( )           |                         |

### ●高齢者施策について、新潟市にのぞむものはなんですか？

- |                          |                            |
|--------------------------|----------------------------|
| ①医療・保健体制の充実              | ②特養ホーム、デイサービスセンターなど介護施設の増設 |
| ③介護保険料や利用料の引き下げ・減免       | ④年金の引き上げ                   |
| ⑤介護している家族への支援            | ⑥紙おむつ支給など介護保険外サービスの拡充      |
| ⑦在宅サービス支援(買い物、配食、ゴミ出しなど) |                            |
| ⑧その他 ( )                 |                            |

## 2. 長引くコロナ禍と諸物価の高騰で、市民のくらしや営業に大きな影響が出ています。

### (1) 新潟市の支援策は十分だと思いますか？ (どれか一つに○をつけてください)

- ①十分だ      ②不十分だ      ③どちらともいえない

### (2) 新潟市として、どんな支援策が必要だとお考えですか？ (複数回答可です)

- |                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| ①全世帯への給付金             | ②生活困窮世帯への支援策の拡充       |
| ③売上が減少した事業者への給付金や家賃補助 | ④影響を受けた医療機関、介護施設等への支援 |
| ⑤国年健康保険料や介護保険料の減免     | ⑥プレミアム商品券などの拡充        |
| ⑦その他 ( )              |                       |

### (3) コロナ感染の拡大に対し、どんな対策が必要だとお考えですか？ (複数回答可です)

- |                                 |                       |
|---------------------------------|-----------------------|
| ①無料のPCR検査体制の拡充                  | ②入院病床、宿泊療養施設(ホテル等)の確保 |
| ③高齢者施設、病院、保育園、学校等での定期的なPCR検査の実施 | ④発熱外来の拡充              |
| ⑤その他 ( )                        |                       |

### (4) コロナ禍と物価高騰について、なんでも自由にお書きください。



2022年12月、2023年1月号外  
発行/日本共産党新潟市議会議員団  
「新潟市政報告」は、政務活動費を活用して発行しています。

新潟市中央区学校町通1  
市役所内 日本共産党議員団控室  
電話 025(226)3450 FAX 025(223)7748  
ホームページ/https://www.jp-niigata-shigiden.com



【裏面もご記入ください】

3. 新潟市が政令市に移行して15年たちました。中心部一極集中(万代島ルート線、BRT、「にいがた2km」など)や公共施設の統廃合計画(市立保育園を半減、老人憩の家は廃止...etc)などについて危惧する声も聞かれます。いまの市政・区政について、どのようなご意見をお持ちですか?自由にお書きください。

4. 政府は2023年中にも柏崎刈羽原発の再稼働をめざとしています。もし事故が起きれば新潟市にも大きな影響を及ぼすと言われていますが、

原発再稼働について、どうお考えですか?

(あてはまるものにつ〇をつけてください)

- ①再稼働すべきでない      ②県が行っている「検証」の結論をみて判断  
③ただちに再稼働すべき  
④よくわからない

<その理由やご意見などをご自由にお書きください>

5. 新潟市でも統一協会による被害や政治とのゆ着が問題になっていますが、

統一協会による被害の実例等をご存じでしたら、下の欄にお書きください。

6. 身の回りのこと(道路、側溝、信号、街灯など)でお困りのことがありましたら、何でもお書きください。

(市に要望しますので、改善してほしい場所などをできるだけ具体的にお書きください)

★該当する事項に〇をお願いします。

●性別 男・女      ●年齢 20歳未満・20代・30代・40代・50代・60代・70歳以上

★差し支えないようでしたら、以下の事項にもご記入ください。

●お名前

●ご住所

電話番号

ご協力ありがとうございました

※このアンケートで得た情報は、目的以外には使用しません。

お問い合わせは…日本共産党新潟市議会議員団

電話 025-226-3450 FAX 025-223-7748

# あなたの願いを新潟市政にいかします 「市民アンケート」にご協力ください(東区①)

日本共産党は、一人ひとりのみなさんの願いに思いをよせ、みなさんの声を市政に生かそうと活動しています。  
みなさんのご意見・ご要望をお聞かせください。

※このアンケートは、お届けした封筒に入れて投函してください。料金受取人払いですので、切手は不要です。

## 1. 新潟市政についておたずねします (以下該当する項目に○をつけてください。複数回答可です)

### ●新潟市に、今後もっと力を入れてほしいものはありますか？

- |                      |                               |
|----------------------|-------------------------------|
| ①物価対策・景気対策           | ②新型コロナ対策(ワクチン接種、PCR検査、損失補てん等) |
| ③子育て支援の充実            | ④医療・保健体制の充実                   |
| ⑤高齢者福祉・介護施策の充実       | ⑥直行便・区バス・住民バスなど公共交通の充実        |
| ⑦国保などの保険料や医療費負担の引き下げ | ⑧税金や公共料金の軽減                   |
| ⑨学校教育の充実             | ⑩障がい者福祉の充実                    |
| ⑪農林水産業の振興・後継者対策      | ⑫中心商店街の活性化                    |
| ⑬区役所の権限・予算・人員の増強     | ⑭政令指定都市にふさわしい都市基盤の整備          |
| ⑮子どもの安全・防犯対策         | ⑯豪雨・地震・津波など災害対策の強化            |
| ⑰その他 ( )             |                               |

### ●子育て支援について、新潟市にのぞむものはありますか？

- |                    |                         |
|--------------------|-------------------------|
| ①学校給食の全員給食と無償化     | ②子どもの医療費の完全無料化          |
| ③0歳～2歳児の保育料無料化     | ④希望する保育園、こども園に入園できる施設整備 |
| ⑤教育費用の軽減、就学援助制度の拡充 | ⑥税負担の軽減                 |
| ⑦学童保育や児童館などの整備・拡充  | ⑧子育てと両立できる職場環境の整備       |
| ⑨その他 ( )           |                         |

### ●高齢者施策について、新潟市にのぞむものはありますか？

- |                          |                            |
|--------------------------|----------------------------|
| ①医療・保健体制の充実              | ②特養ホーム、デイサービスセンターなど介護施設の増設 |
| ③介護保険料や利用料の引き下げ・減免       | ④年金の引き上げ                   |
| ⑤介護している家族への支援            | ⑥紙おむつ支給など介護保険外サービスの拡充      |
| ⑦在宅サービス支援(買い物、配食、ゴミ出しなど) |                            |
| ⑧その他 ( )                 |                            |

## 2. 長引くコロナ禍と諸物価の高騰で、市民の暮らしや営業に大きな影響が出ています。

### (1) 新潟市の支援策は十分だと思いますか？ (どれか一つに○をつけてください)

- ①十分だ      ②不十分だ      ③どちらともいえない

### (2) 新潟市として、どんな支援策が必要だとお考えですか？ (複数回答可です)

- |                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| ①全世帯への給付金             | ②生活困窮世帯への支援策の拡充       |
| ③売上が減少した事業者への給付金や家賃補助 | ④影響を受けた医療機関、介護施設等への支援 |
| ⑤国年健康保険料や介護保険料の減免     | ⑥プレミアム商品券などの拡充        |
| ⑦その他 ( )              |                       |

### (3) コロナ感染の拡大に対し、どんな対策が必要だとお考えですか？ (複数回答可です)

- |                                 |                       |
|---------------------------------|-----------------------|
| ①無料のPCR検査体制の拡充                  | ②入院病床、宿泊療養施設(ホテル等)の確保 |
| ③高齢者施設、病院、保育園、学校等での定期的なPCR検査の実施 | ④発熱外来の拡充              |
| ⑤その他 ( )                        |                       |

### (4) コロナ禍と物価高騰について、なんでも自由にお書きください。



2022年12月、2023年1月号外  
発行/日本共産党新潟市議会議員団  
「新潟市政報告」は、政務活動費を活用して発行しています。

新潟市中央区学校町道1  
市役所内 日本共産党議員団控室  
電話 025(226)3450 FAX 025(223)7748  
ホームページ/https://www.jcp-niigata-shigidan.com



【裏面もご記入ください】

3. 新潟市が政令市に移行して15年たちました。中心部一極集中(万代島ルート線、BRT、「にいがた2km」など)や公共施設の統廃合計画(市立保育園を半減、老人憩の家は廃止...etc)などについて危惧する声も聞かれます。いまの市政・区政について、どのようなご意見をお持ちですか?自由にお書きください。

4. 政府は2023年中にも柏崎刈羽原発の再稼働をめざすとしています。もし事故が起きれば新潟市にも大きな影響を及ぼすと言われていますが、

原発再稼働について、どうお考えですか?  
(あてはまるものについて○をつけてください)

- ①再稼働すべきでない      ②県が行っている「検証」の結論をみて判断  
③ただちに再稼働すべき  
④よくわからない

<その理由やご意見などをご自由にお書きください>

5. 新潟市でも統一協会による被害や政治とのゆ着が問題になっていますが、統一協会による被害の実例等をご存じでしたら、下の欄にお書きください。

6. 身の回りのこと(道路、側溝、信号、街灯など)でお困りのことがありましたら、何でもお書きください。  
(市に要望しますので、改善してほしい場所などをできるだけ具体的にお書きください)

★該当する事項に○をお願いします。

●性別・男・女      ●年齢・20歳未満・20代・30代・40代・50代・60代・70歳以上

★差し支えないようでしたら、以下の事項にもご記入ください。

●お名前 \_\_\_\_\_ ●ご住所 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

ご協力ありがとうございました

※このアンケートで得た情報は、目的以外には使用しません。

お問い合わせは…日本共産党新潟市議会議員団

電話 025-226-3450 FAX 025-223-7748



# あなたの願いを新潟市政にいかします 「市民アンケート」にご協力ください(東区②)

日本共産党は、一人ひとりのみなさんの願いに思いをよせ、みなさんの声を市政に生かそうと活動しています。  
みなさんのご意見・ご要望をお聞かせください。

\*このアンケートは、お届けした封筒に入れて投函してください。料金受取人払いですので、切手は不要です。

## 1. 新潟市政についておたずねします (以下該当する項目に○をつけてください。複数回答可です)

### ●新潟市に、今後もっと力を入れてほしいものはありますか？

- |                      |                               |
|----------------------|-------------------------------|
| ①物価対策・景気対策           | ②新型コロナ対策(ワクチン接種、PCR検査、損失補てん等) |
| ③子育て支援の充実            | ④医療・保健体制の充実                   |
| ⑤高齢者福祉・介護施策の充実       | ⑥直行便・区バス・住民バスなど公共交通の充実        |
| ⑦国保などの保険料や医療費負担の引き下げ | ⑧税金や公共料金の軽減                   |
| ⑨学校教育の充実             | ⑩障がい者福祉の充実                    |
| ⑪農林水産業の振興・後継者対策      | ⑫中心商店街の活性化                    |
| ⑬区役所の権限・予算・人員の増強     | ⑭政令指定都市にふさわしい都市基盤の整備          |
| ⑮子どもの安全・防犯対策         | ⑯豪雨・地震・津波など災害対策の強化            |
| ⑰その他 ( )             |                               |

### ●子育て支援について、新潟市にのぞむものはありますか？

- |                    |                         |
|--------------------|-------------------------|
| ①学校給食の全食給食と無償化     | ②子どもの医療費の完全無料化          |
| ③0歳～2歳児の保育料無料化     | ④希望する保育園、こども園に入園できる施設整備 |
| ⑤教育費用の軽減、就学援助制度の拡充 | ⑥税負担の軽減                 |
| ⑦学童保育や児童館などの整備・拡充  | ⑧子育てと両立できる職場環境の整備       |
| ⑨その他 ( )           |                         |

### ●高齢者施策について、新潟市にのぞむものはありますか？

- |                          |                            |
|--------------------------|----------------------------|
| ①医療・保健体制の充実              | ②特養ホーム、デイサービスセンターなど介護施設の増設 |
| ③介護保険料や利用料の引き下げ・減免       | ④年金の引き上げ                   |
| ⑤介護している家族への支援            | ⑥紙おむつ支給など介護保険外サービスの拡充      |
| ⑦在宅サービス支援(買い物、配食、ゴミ出しなど) |                            |
| ⑧その他 ( )                 |                            |

## 2. 長引くコロナ禍と諸物価の高騰で、市民のくらしや営業に大きな影響が出ています。

### (1) 新潟市の支援策は十分だと思いますか？ (どれか一つに○をつけてください)

- ①十分だ      ②不十分だ      ③どちらともいえない

### (2) 新潟市として、どんな支援策が必要だとお考えですか？ (複数回答可です)

- |                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| ①全世帯への給付金             | ②生活困窮世帯への支援策の拡充       |
| ③売上が減少した事業者への給付金や家賃補助 | ④影響を受けた医療機関、介護施設等への支援 |
| ⑤国年健康保険料や介護保険料の減免     | ⑥プレミアム商品券などの拡充        |
| ⑦その他 ( )              |                       |

### (3) コロナ感染の拡大に対し、どんな対策が必要だとお考えですか？ (複数回答可です)

- |                                 |                       |
|---------------------------------|-----------------------|
| ①無料のPCR検査体制の拡充                  | ②入院病床、宿泊療養施設(ホテル等)の確保 |
| ③高齢者施設、病院、保育園、学校等での定期的なPCR検査の実施 | ④発熱外来の拡充              |
| ⑤その他 ( )                        |                       |

### (4) コロナ禍と物価高騰について、なんでも自由にお書きください。



2022年12月、2023年1月号外  
発行/日本共産党新潟市議会議員団  
「新潟市政報告」は、政務活動費を活用して発行しています。

新潟市中央区学校町通1  
市役所内 日本共産党議員団控室  
電話 025(226)3450 FAX 025(223)7748  
ホームページ/https://www.jp-niigata-shigoin.com



【裏面もご記入ください】

3. 新潟市が政令市に移行して15年たちました。中心部一極集中(万代島ルート線、BRT、「いいがた2km」など)や公共施設の統廃合計画(市立保育園を半減、老人憩の家は廃止、etc)などについて危惧する声も聞かれます。いまの市政・区政について、どのようなご意見をお持ちですか?自由にお書きください。

4. 政府は2023年中にも柏崎刈羽原発の再稼働をめざすとしています。もし事故が起きれば新潟市にも大きな影響を及ぼすと言われていますが、

原発再稼働について、どうお考えですか?

(あてはまるものに1つ○をつけてください)

- ①再稼働すべきでない      ②県が行っている「検証」の結論をみて判断  
③ただちに再稼働すべき  
④よくわからない

<その理由やご意見などをご自由にお書きください>

5. 新潟市でも統一協会による被害や政治とのゆ着が問題になっていますが、

統一協会による被害の実例等をご存じでしたら、下の欄にお書きください。

6. 身の回りのこと(道路、側溝、信号、街灯など)でお困りのことがありましたら、何でもお書きください。

(市に要望しますので、改善してほしい場所などをできるだけ具体的にお書きください)

★該当する事項に○をお願いします。

●性別・男・女      ●年齢・20歳未満・20代・30代・40代・50代・60代・70歳以上

★差し支えないようでしたら、以下の事項にもご記入ください。

●お名前 \_\_\_\_\_ ●ご住所 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

ご協力ありがとうございました

※このアンケートで得た情報は、目的以外には使用しません。

お問い合わせは、日本共産党新潟市議会議員団

電話:025-226-3450 FAX:025-223-7748

# あなたの願いを新潟市政にいかします 「市民アンケート」にご協力ください(中央区)

日本共産党は、一人ひとりのみなさんの願いに思いをよせ、みなさんの声を市政に生かそうと活動しています。  
みなさんのご意見・ご要望をお聞かせください。

※このアンケートは、お届けした封筒に入れて投函してください。料金受取人払いですので、切手は不要です。

## 1. 新潟市政についておたずねします (以下該当する項目に○をつけてください。複数回答可です)

### ●新潟市に、今後もっと力を入れてほしいものはなんですか？

- |                      |                               |
|----------------------|-------------------------------|
| ①物価対策・景気対策           | ②新型コロナ対策(ワクチン接種、PCR検査、損失補てん等) |
| ③子育て支援の充実            | ④医療・保健体制の充実                   |
| ⑤高齢者福祉・介護施策の充実       | ⑥直行便・区バス・住民バスなど公共交通の充実        |
| ⑦国保などの保険料や医療費負担の引き下げ | ⑧税金や公共料金の軽減                   |
| ⑨学校教育の充実             | ⑩障がい者福祉の充実                    |
| ⑪農林水産業の振興・後継者対策      | ⑫中心商店街の活性化                    |
| ⑬区役所の権限・予算・人員の増強     | ⑭政令指定都市にふさわしい都市基盤の整備          |
| ⑮子どもの安全・防犯対策         | ⑯豪雨・地震・津波など災害対策の強化            |
| ⑰その他 ( )             |                               |

### ●子育て支援について、新潟市にのぞむものはなんですか？

- |                    |                         |
|--------------------|-------------------------|
| ①学校給食の全員給食と無償化     | ②子どもの医療費の完全無料化          |
| ③0歳～2歳児の保育料無料化     | ④希望する保育園、こども園に入園できる施設整備 |
| ⑤教育費用の軽減、就学援助制度の拡充 | ⑥税負担の軽減                 |
| ⑦学童保育や児童館などの整備・拡充  | ⑧子育てと両立できる職場環境の整備       |
| ⑨その他 ( )           |                         |

### ●高齢者施策について、新潟市にのぞむものはなんですか？

- |                          |                            |
|--------------------------|----------------------------|
| ①医療・保健体制の充実              | ②特養ホーム、デイサービスセンターなど介護施設の増設 |
| ③介護保険料や利用料の引き下げ・減免       | ④年金の引き上げ                   |
| ⑤介護している家族への支援            | ⑥紙おむつ支給など介護保険外サービスの拡充      |
| ⑦在宅サービス支援(買い物、配食、ゴミ出しなど) |                            |
| ⑧その他 ( )                 |                            |

## 2. 長引くコロナ禍と諸物価の高騰で、市民のくらしや営業に大きな影響が出ています。

### (1) 新潟市の支援策は十分だと思いますか？ (どれか一つに○をつけてください)

- ①十分だ      ②不十分だ      ③どちらともいえない

### (2) 新潟市として、どんな支援策が必要だとお考えですか？ (複数回答可です)

- |                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| ①全世帯への給付金             | ②生活困窮世帯への支援策の拡充       |
| ③売上が減少した事業者への給付金や家賃補助 | ④影響を受けた医療機関、介護施設等への支援 |
| ⑤国年健康保険料や介護保険料の減免     | ⑥プレミアム商品券などの拡充        |
| ⑦その他 ( )              |                       |

### (3) コロナ感染の拡大に対し、どんな対策が必要だとお考えですか？ (複数回答可です)

- |                                 |                       |
|---------------------------------|-----------------------|
| ①無料のPCR検査体制の拡充                  | ②入院病床、宿泊療養施設(ホテル等)の確保 |
| ③高齢者施設、病院、保育園、学校等での定期的なPCR検査の実施 | ④発熱外来の拡充              |
| ⑤その他 ( )                        |                       |

### (4) コロナ禍と物価高騰について、なんでも自由にお書きください。



2022年12月、2023年1月号外  
発行/日本共産党新潟市議会議員団  
「新潟市政報告」は、政務活動費を活用して発行しています。

新潟市中央区学校町通1  
市役所内 日本共産党議員団控室  
電話 025(226)3450 FAX 025(223)7148  
ホームページ/https://www.jcp-niigata-shigidan.com



【裏面もご記入ください】

3. 新潟市が政令市に移行して15年たちました。中心部一極集中(万代島ルート線、BRT、「にいがた2km」など)や公共施設の統廃合計画(市立保育園を半減、老人憩の家は廃止...eTC)などについて危惧する声も聞かれます。いまの市政・区政について、どのようなご意見をお持ちですか?自由にお書きください。

4. 政府は2023年中にも柏崎刈羽原発の再稼働をめざすとしています。もし事故が起きれば新潟市にも大きな影響を及ぼすと言われていますが、

原発再稼働について、どうお考えですか?

(あてはまるものに1つ○をつけてください)

- ①再稼働すべきでない      ②県が行っている「検証」の結論をみて判断      ③ただちに再稼働すべき  
④よくわからない

<その理由やご意見などをご自由にお書きください>

5. 新潟市でも統一協会による被害や政治とのゆ着が問題になっていますが、

統一協会による被害の実例等をご存じでしたら、下の欄にお書きください。

6. 身の周りのこと(道路、側溝、信号、街灯など)でお困りのことがありましたら、何でもお書きください。

(市に要望しますので、改善してほしい場所などをできるだけ具体的にお書きください)

★該当する事項に○をお願いします。

●性別 男・女      ●年齢 20歳未満・20代・30代・40代・50代・60代・70歳以上

★差し支えないようでしたら、以下の事項にもご記入ください。

●お名前 \_\_\_\_\_ ●ご住所 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

ご協力ありがとうございました

※このアンケートで得た情報は、目的以外には使用しません。

お問い合わせは…日本共産党新潟市議会議員団

電話 025-226-3450 FAX 025-223-7748

# あなたの願いを新潟市政にいかします 「市民アンケート」にご協力ください(秋葉区)

日本共産党は、一人ひとりのみなさんの願いに思いをよせ、みなさんの声を市政に生かそうと活動しています。  
みなさんのご意見・ご要望をお聞かせください。

※このアンケートは、お届けした封筒に入れて投函してください。料金受取人払いですので、切手は不要です。

## 1. 新潟市政についておたずねします (以下該当する項目に○をつけてください。複数回答可です)

### ●新潟市に、今後もっと力を入れてほしいものはなんですか？

- |                      |                               |
|----------------------|-------------------------------|
| ①物価対策・景気対策           | ②新型コロナ対策(ワクチン接種、PCR検査、損失補てん等) |
| ③子育て支援の充実            | ④医療・保健体制の充実                   |
| ⑤高齢者福祉・介護施策の充実       | ⑥直行便・区バス・住民バスなど公共交通の充実        |
| ⑦国保などの保険料や医療費負担の引き下げ | ⑧税金や公共料金の軽減                   |
| ⑨学校教育の充実             | ⑩障がい者福祉の充実                    |
| ⑪農林水産業の振興・後継者対策      | ⑫中心商店街の活性化                    |
| ⑬区役所の権限・予算・人員の増強     | ⑭政令指定都市にふさわしい都市基盤の整備          |
| ⑮子どもの安全・防犯対策         | ⑯豪雨・地震・津波など災害対策の強化            |
| ⑰その他 ( )             |                               |

### ●子育て支援について、新潟市にのぞむものはなんですか？

- |                    |                         |
|--------------------|-------------------------|
| ①学校給食の全員給食と無償化     | ②子どもの医療費の完全無料化          |
| ③0歳～2歳児の保育料無料化     | ④希望する保育園、こども園に入園できる施設整備 |
| ⑤教育費用の軽減、就学援助制度の拡充 | ⑥税負担の軽減                 |
| ⑦学童保育や児童館などの整備・拡充  | ⑧子育てと両立できる職場環境の整備       |
| ⑨その他 ( )           |                         |

### ●高齢者施策について、新潟市にのぞむものはなんですか？

- |                          |                            |
|--------------------------|----------------------------|
| ①医療・保健体制の充実              | ②特養ホーム、デイサービスセンターなど介護施設の増設 |
| ③介護保険料や利用料の引き下げ・減免       | ④年金の引き上げ                   |
| ⑤介護している家族への支援            | ⑥紙おむつ支給など介護保険外サービスの拡充      |
| ⑦在宅サービス支援(買い物、配食、ゴミ出しなど) |                            |
| ⑧その他 ( )                 |                            |

## 2. 長引くコロナ禍と諸物価の高騰で、市民のくらしや営業に大きな影響が出ています。

### (1) 新潟市の支援策は十分だと思いますか？ (どれか一つに○をつけてください)

- ①十分だ      ②不十分だ      ③どちらともいえない

### (2) 新潟市として、どんな支援策が必要だとお考えですか？ (複数回答可です)

- |                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| ①全世帯への給付金             | ②生活困窮世帯への支援策の拡充       |
| ③売上が減少した事業者への給付金や家賃補助 | ④影響を受けた医療機関、介護施設等への支援 |
| ⑤国年健康保険料や介護保険料の減免     | ⑥プレミアム商品券などの拡充        |
| ⑦その他 ( )              |                       |

### (3) コロナ感染の拡大に対し、どんな対策が必要だとお考えですか？ (複数回答可です)

- |                                 |                       |
|---------------------------------|-----------------------|
| ①無料のPCR検査体制の拡充                  | ②入院病床、宿泊療養施設(ホテル等)の確保 |
| ③高齢者施設、病院、保育園、学校等での定期的なPCR検査の実施 | ④発熱外来の拡充              |
| ⑤その他 ( )                        |                       |

### (4) コロナ禍と物価高騰について、なんでも自由にお書きください。



2022年12月、2023年1月号外  
発行/日本共産党新潟市議会議員団  
「新潟市政報告」は、政務活動費を活用して発行しています。

新潟市中央区学校町通1  
市役所内 日本共産党新潟市議員団控室  
電話 025(226)3450 FAX 025(223)7748  
ホームページ/https://www.jcp-niigata-shigidan.com



【裏面もご記入ください】

3. 新潟市が政令市に移行して15年たちました。中心部一極集中(万代島ルート線、BRT、「にいがた2km」など)や公共施設の統廃合計画(市立保育園を半減、老人憩の家は廃止・etc)などについて危惧する声も聞かれます。いまの市政・区政について、どのようなご意見をお持ちですか?自由にお書きください。

4. 政府は2023年中にも柏崎刈羽原発の再稼働をめざすとしています。もし事故が起きれば新潟市にも大きな影響を及ぼすと言われていますが、

原発再稼働について、どうお考えですか?  
(あてはまるものに1つ○をつけてください)

- ①再稼働すべきでない      ②県が行っている「検証」の結論をみて判断      ③ただちに再稼働すべき  
④よくわからない

<その理由やご意見などをご自由にお書きください>

5. 新潟市でも統一協会による被害や政治とのゆ着が問題になっていますが、

統一協会による被害の実例等をご存じでしたら、下の欄にお書きください。

6. 身の回りのこと(道路、側溝、信号、街灯など)でお困りのことがありましたら、何でもお書きください。  
(市に要望しますので、改善してほしい場所などをできるだけ具体的にお書きください)

★該当する事項に○をお願いします。

●性別・男・女      ●年齢・20歳未満・20代・30代・40代・50代・60代・70歳以上

★差し支えないようでしたら、以下の事項にもご記入ください。

●お名前 \_\_\_\_\_ ●ご住所 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

ご協力ありがとうございました

※このアンケートで得た情報は、目的以外には使用しません。

お問い合わせは…日本共産党新潟市議会議員団

電話 025-226-3450 FAX 025-223-7748

# あなたの願いを新潟市政にいかします 「市民アンケート」にご協力ください(江南区)

日本共産党は、一人ひとりのみなさんの願いに思いをよせ、みなさんの声を市政に生かそうと活動しています。  
みなさんのご意見・ご要望をお聞かせください。

\*このアンケートは、お届けした封筒に入れて投函してください。料金受取人払いですので、切手は不要です。

## 1. 新潟市政についておたずねします (以下該当する項目に○をつけてください。複数回答可です)

### ●新潟市に、今後もっと力を入れてほしいものはなんですか？

- |                      |                               |
|----------------------|-------------------------------|
| ①物価対策・景気対策           | ②新型コロナ対策(ワクチン接種、PCR検査、損失補てん等) |
| ③子育て支援の充実            | ④医療・保健体制の充実                   |
| ⑤高齢者福祉・介護施策の充実       | ⑥直行便・区バス・住民バスなど公共交通の充実        |
| ⑦国保などの保険料や医療費負担の引き下げ | ⑧税金や公共料金の軽減                   |
| ⑨学校教育の充実             | ⑩障がい者福祉の充実                    |
| ⑪農林水産業の振興・後継者対策      | ⑫中心商店街の活性化                    |
| ⑬区役所の権限・予算・人員の増強     | ⑭政令指定都市にふさわしい都市基盤の整備          |
| ⑮子どもの安全・防犯対策         | ⑯豪雨・地震・津波など災害対策の強化            |
| ⑰その他 ( )             |                               |

### ●子育て支援について、新潟市にのぞむものはなんですか？

- |                    |                         |
|--------------------|-------------------------|
| ①学校給食の全員給食と無償化     | ②子どもの医療費の完全無料化          |
| ③0歳～2歳児の保育料無料化     | ④希望する保育園、こども園に入園できる施設整備 |
| ⑤教育費用の軽減、就学援助制度の拡充 | ⑥税負担の軽減                 |
| ⑦学童保育や児童館などの整備・拡充  | ⑧子育てと両立できる職場環境の整備       |
| ⑨その他 ( )           |                         |

### ●高齢者施策について、新潟市にのぞむものはなんですか？

- |                          |                            |
|--------------------------|----------------------------|
| ①医療・保健体制の充実              | ②特養ホーム、デイサービスセンターなど介護施設の増設 |
| ③介護保険料や利用料の引き下げ・減免       | ④年金の引き上げ                   |
| ⑤介護している家族への支援            | ⑥紙おむつ支給など介護保険外サービスの拡充      |
| ⑦在宅サービス支援(買い物、配食、ゴミ出しなど) |                            |
| ⑧その他 ( )                 |                            |

## 2. 長引くコロナ禍と諸物価の高騰で、市民のくらしや営業に大きな影響が出ています。

### (1) 新潟市の支援策は十分だと思いますか？ (どれか一つに○をつけてください)

- ①十分だ      ②不十分だ      ③どちらともいえない

### (2) 新潟市として、どんな支援策が必要だとお考えですか？ (複数回答可です)

- |                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| ①全世帯への給付金             | ②生活困窮世帯への支援策の拡充       |
| ③売上が減少した事業者への給付金や家賃補助 | ④影響を受けた医療機関、介護施設等への支援 |
| ⑤国年健康保険料や介護保険料の減免     | ⑥プレミアム商品券などの拡充        |
| ⑦その他 ( )              |                       |

### (3) コロナ感染の拡大に対し、どんな対策が必要だとお考えですか？ (複数回答可です)

- |                                 |                       |
|---------------------------------|-----------------------|
| ①無料のPCR検査体制の拡充                  | ②入院病床、宿泊療養施設(ホテル等)の確保 |
| ③高齢者施設、病院、保育園、学校等での定期的なPCR検査の実施 | ④発熱外来の拡充              |
| ⑤その他 ( )                        |                       |

### (4) コロナ禍と物価高騰について、なんでも自由にお書きください。



2022年12月、2023年1月号外  
発行/日本共産党新潟市議会議員団  
「新潟市政報告」は、政務活動費を活用して発行しています。

新潟市中央区学校町通1  
市役所内 日本共産党議員団控室  
電話 025(226)3450 FAX 025(223)7748  
ホームページ/https://www.jp-niigata-shigidan.com



【裏面もご記入ください】

3. 新潟市が政令市に移行して15年たちました。中心部一極集中(万代島ルート線、BRT、「にいがた2km」など)や公共施設の統廃合計画(市立保育園を半減、老人憩の家は廃止...eTC)などについて危惧する声も聞かれます。いまの市政・区政について、どのようなご意見をお持ちですか?自由にお書きください。

4. 政府は2023年中にも柏崎刈羽原発の再稼働をめざすとしています。もし事故が起きれば新潟市にも大きな影響を及ぼすと言われていますが、

原発再稼働について、どうお考えですか?

(あてはまるものに1つ○をつけてください)

- ①再稼働すべきでない      ②県が行っている「検証」の結論をみて判断  
③ただちに再稼働すべき  
④よくわからない

<その理由やご意見などをご自由にお書きください>

5. 新潟市でも統一協会による被害や政治とのゆ着が問題になっていますが、

統一協会による被害の実例等をご存じでしたら、下の欄にお書きください。

6. 身の回りのこと(道路、側溝、信号、街灯など)でお困りのことがありましたら、何でもお書きください。

(市に要望しますので、改善してほしい場所などをできるだけ具体的にお書きください)

★該当する事項に○をお願いします。

●性別 男・女      ●年齢 20歳未満・20代・30代・40代・50代・60代・70歳以上

★差し支えないようでしたら、以下の事項にもご記入ください。

●お名前 \_\_\_\_\_ ●ご住所 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

ご協力ありがとうございました

※このアンケートで得た情報は、目的以外には使用しません。

お問い合わせは…日本共産党新潟市議会議員団

電話 025-226-3450 FAX 025-223-7748



# あなたの願いを新潟市政にいかします 「市民アンケート」にご協力ください(西区)

日本共産党は、一人ひとりのみなさんの願いに思いをよせ、みなさんの声を市政に生かそうと活動しています。  
みなさんのご意見・ご要望をお聞かせください。

※このアンケートは、お届けした封筒に入れて投函してください。料金受取人払いですので、切手は不要です。

## 1. 新潟市政についておたずねします (以下該当する項目に○をつけてください。複数回答可です)

### ●新潟市に、今後もっと力を入れてほしいものはなんですか？

- |                      |                               |
|----------------------|-------------------------------|
| ①物価対策・景気対策           | ②新型コロナ対策(ワクチン接種、PCR検査、損失補てん等) |
| ③子育て支援の充実            | ④医療・保健体制の充実                   |
| ⑤高齢者福祉・介護施策の充実       | ⑥直行便・区バス・住民バスなど公共交通の充実        |
| ⑦国保などの保険料や医療費負担の引き下げ | ⑧税金や公共料金の軽減                   |
| ⑨学校教育の充実             | ⑩障がい者福祉の充実                    |
| ⑪農林水産業の振興・後継者対策      | ⑫中心商店街の活性化                    |
| ⑬区役所の権限・予算・人員の増強     | ⑭政令指定都市にふさわしい都市基盤の整備          |
| ⑮子どもの安全・防犯対策         | ⑯豪雨・地震・津波など災害対策の強化            |
| ⑰その他 ( )             |                               |

### ●子育て支援について、新潟市にのぞむものはなんですか？

- |                    |                         |
|--------------------|-------------------------|
| ①学校給食の全員給食と無償化     | ②子どもの医療費の完全無料化          |
| ③0歳～2歳児の保育料無料化     | ④希望する保育園、こども園に入園できる施設整備 |
| ⑤教育費用の軽減、就学援助制度の拡充 | ⑥税負担の軽減                 |
| ⑦学童保育や児童館などの整備・拡充  | ⑧子育てと両立できる職場環境の整備       |
| ⑨その他 ( )           |                         |

### ●高齢者施策について、新潟市にのぞむものはなんですか？

- |                          |                            |
|--------------------------|----------------------------|
| ①医療・保健体制の充実              | ②特養ホーム、デイサービスセンターなど介護施設の増設 |
| ③介護保険料や利用料の引き下げ・減免       | ④年金の引き上げ                   |
| ⑤介護している家族への支援            | ⑥紙おむつ支給など介護保険外サービスの拡充      |
| ⑦在宅サービス支援(買い物、配食、ゴミ出しなど) |                            |
| ⑧その他 ( )                 |                            |

## 2. 長引くコロナ禍と諸物価の高騰で、市民のくらしや営業に大きな影響が出ています。

### (1) 新潟市の支援策は十分だと思いますか？ (どれか一つに○をつけてください)

- ①十分だ      ②不十分だ      ③どちらともいえない

### (2) 新潟市として、どんな支援策が必要だとお考えですか？ (複数回答可です)

- |                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| ①全世帯への給付金             | ②生活困窮世帯への支援策の拡充       |
| ③売上が減少した事業者への給付金や家賃補助 | ④影響を受けた医療機関、介護施設等への支援 |
| ⑤国年健康保険料や介護保険料の減免     | ⑥プレミアム商品券などの拡充        |
| ⑦その他 ( )              |                       |

### (3) コロナ感染の拡大に対し、どんな対策が必要だとお考えですか？ (複数回答可です)

- |                                 |                       |
|---------------------------------|-----------------------|
| ①無料のPCR検査体制の拡充                  | ②入院病床、宿泊療養施設(ホテル等)の確保 |
| ③高齢者施設、病院、保育園、学校等での定期的なPCR検査の実施 | ④発熱外来の拡充              |
| ⑤その他 ( )                        |                       |

### (4) コロナ禍と物価高騰について、なんでも自由にお書きください。



2022年12月、2023年1月号外  
発行/日本共産党新潟市議会議員団  
「新潟市政報告」は、政党活動費を活用して発行しています。

新潟市中央区学校町通1  
市役所内 日本共産党議員団控室  
電話 025(226)3450 FAX 025(223)7748  
ホームページ/https://www.jcp-niigata-shigidan.com



【裏面もご記入ください】

3. 新潟市が政令市に移行して15年たちました。中心部一極集中(万代島ルート線、BRT、「にいがた2km」など)や公共施設の統廃合計画(市立保育園を半減、老人憩の家は廃止...etc)などについて危惧する声も聞かれます。いまの市政・区政について、どのようなご意見をお持ちですか?自由にお書きください。

4. 政府は2023年中にも柏崎刈羽原発の再稼働をめざすとしています。もし事故が起きれば新潟市にも大きな影響を及ぼすと言われていますが、

原発再稼働について、どうお考えですか?  
(あてはまるものに1つ○をつけてください)

- ①再稼働すべきでない      ②県が行っている「検証」の結論をみて判断  
③ただちに再稼働すべき  
④よくわからない

<その理由やご意見などをご自由にお書きください>

5. 新潟市でも統一協会による被害や政治とのゆ着が問題になっていますが、

統一協会による被害の実例等をご存じでしたら、下の欄にお書きください。

6. 身の回りのこと(道路、側溝、信号、街灯など)でお困りのことがありましたら、何でもお書きください。  
(市に要望しますので、改善してほしい場所などをできるだけ具体的にお書きください)

★該当する事項に○をお願いします。

●性別 男・女      ●年齢 20歳未満・20代・30代・40代・50代・60代・70歳以上

★差し支えないようでしたら、以下の事項にもご記入ください。

●お名前 \_\_\_\_\_ ●ご住所 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

ご協力ありがとうございました

※このアンケートで得た情報は、目的以外には使用しません。

お問い合わせは…日本共産党新潟市議会議員団

電話 025-226-3450 FAX 025-223-7748

# あなたの願いを新潟市政にいかします 「市民アンケート」にご協力ください(南区)

日本共産党は、一人ひとりのみなさんの願いに思いをよせ、みなさんの声を市政に生かそうと活動しています。  
みなさんのご意見・ご要望をお聞かせください。

\*このアンケートは、お届けした封筒に入れて投函してください。料金受取人払いですので、切手は不要です。

## 1. 新潟市政についておたずねします (以下該当する項目に○をつけてください。複数回答可です)

### ●新潟市に、今後もっと力を入れてほしいものはなんですか？

- |                      |                                   |
|----------------------|-----------------------------------|
| ①物価対策・景気対策           | ②新型コロナウイルス対策(ワクチン接種、PCR検査、損失補てん等) |
| ③子育て支援の充実            | ④医療・保健体制の充実                       |
| ⑤高齢者福祉・介護施策の充実       | ⑥直行便・区バス・住民バスなど公共交通の充実            |
| ⑦国保などの保険料や医療費負担の引き下げ | ⑧税金や公共料金の軽減                       |
| ⑨学校教育の充実             | ⑩障がい者福祉の充実                        |
| ⑪農林水産業の振興・後継者対策      | ⑫中心商店街の活性化                        |
| ⑬区役所の権限・予算・人員の増強     | ⑭政令指定都市にふさわしい都市基盤の整備              |
| ⑮子どもの安全・防犯対策         | ⑯豪雨・地震・津波など災害対策の強化                |
| ⑰その他 ( )             |                                   |

### ●子育て支援について、新潟市にのぞむものはなんですか？

- |                    |                         |
|--------------------|-------------------------|
| ①学校給食の全員給食と無償化     | ②子どもの医療費の完全無料化          |
| ③0歳～2歳児の保育料無料化     | ④希望する保育園、こども園に入園できる施設整備 |
| ⑤教育費用の軽減、就学援助制度の拡充 | ⑥税負担の軽減                 |
| ⑦学童保育や児童館などの整備・拡充  | ⑧子育てと両立できる職場環境の整備       |
| ⑨その他 ( )           |                         |

### ●高齢者施策について、新潟市にのぞむものはなんですか？

- |                          |                            |
|--------------------------|----------------------------|
| ①医療・保健体制の充実              | ②特養ホーム、デイサービスセンターなど介護施設の増設 |
| ③介護保険料や利用料の引き下げ・減免       | ④年金の引き上げ                   |
| ⑤介護している家族への支援            | ⑥紙おむつ支給など介護保険外サービスの拡充      |
| ⑦在宅サービス支援(買い物、配食、ゴミ出しなど) |                            |
| ⑧その他 ( )                 |                            |

## 2. 長引くコロナ禍と諸物価の高騰で、市民のくらしや営業に大きな影響が出ています。

### (1) 新潟市の支援策は十分だと思いますか？ (どれか一つに○をつけてください)

- ①十分だ      ②不十分だ      ③どちらともいえない

### (2) 新潟市として、どんな支援策が必要だとお考えですか？ (複数回答可です)

- |                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| ①全世帯への給付金             | ②生活困窮世帯への支援策の拡充       |
| ③売上が減少した事業者への給付金や家賃補助 | ④影響を受けた医療機関、介護施設等への支援 |
| ⑤国年健康保険料や介護保険料の減免     | ⑥プレミアム商品券などの拡充        |
| ⑦その他 ( )              |                       |

### (3) コロナ感染の拡大に対し、どんな対策が必要だとお考えですか？ (複数回答可です)

- |                                 |                       |
|---------------------------------|-----------------------|
| ①無料のPCR検査体制の拡充                  | ②入院病床、宿泊療養施設(ホテル等)の確保 |
| ③高齢者施設、病院、保育園、学校等での定期的なPCR検査の実施 | ④発熱外来の拡充              |
| ⑤その他 ( )                        |                       |

### (4) コロナ禍と物価高騰について、なんでも自由にお書きください。



2022年12月、2023年1月号外  
発行/日本共産党新潟市議会議員団  
「新潟市政報告」は、政務活動費を活用して発行しています。

新潟市中央区学校町道1  
市役所内 日本共産党議員団控室  
電話 025(226)3450 FAX 025(223)7748  
ホームページ/https://www.kcp-niigata-shigidan.com



【裏面もご記入ください】

3. 新潟市が政令市に移行して15年たちました。中心部一極集中(万代島ルート線、BRT、「にいがた2km」など)や公共施設の統廃合計画(市立保育園を半減、老人憩の家は廃止、etc)などについて危惧する声も聞かれます。いまの市政・区政について、どのようなご意見をお持ちですか?自由にお書きください。

4. 政府は2023年中にも柏崎刈羽原発の再稼働をめざすとしています。もし事故が起きれば新潟市にも大きな影響を及ぼすと言われていますが、

原発再稼働について、どうお考えですか?

(あてはまるものに1つ○をつけてください)

- ①再稼働すべきでない      ②県が行っている「検証」の結論をみて判断      ③ただちに再稼働すべき  
④よくわからない

<その理由やご意見などをご自由にお書きください>

5. 新潟市でも統一協会による被害や政治とのゆ着が問題になっていますが、

統一協会による被害の実例等をご存じでしたら、下の欄にお書きください。

6. 身の回りのこと(道路、側溝、信号、街灯など)でお困りのことがありましたら、何でもお書きください。

(市に要望しますので、改善してほしい場所などをできるだけ具体的にお願いします)

★該当する事項に○をお願いします。

●性別・男・女      ●年齢・20歳未満・20代・30代・40代・50代・60代・70歳以上

★差し支えないようでしたら、以下の事項にもご記入ください。

●お名前 \_\_\_\_\_ ●ご住所 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

ご協力ありがとうございました

※このアンケートで得た情報は、目的以外には使用しません。

お問い合わせは、日本共産党新潟市議会議員団  
電話 025-226-3450 FAX 025-223-7748

# あなたの願いを新潟市政にいかします 「市民アンケート」にご協力ください(西蒲区)

日本共産党は、一人ひとりのみなさんの願いに思いをよせ、みなさんの声を市政に生かそうと活動しています。  
みなさんのご意見・ご要望をお聞かせください。

※このアンケートは、お届けした封筒に入れて投函してください。料金受取人払いですので、切手は不要です。

## 1. 新潟市政についておたずねします (以下該当する項目に○をつけてください。複数回答可です)

### ●新潟市に、今後もっと力を入れてほしいものはなんですか？

- |                      |                               |
|----------------------|-------------------------------|
| ①物価対策・景気対策           | ②新型コロナ対策(ワクチン接種、PCR検査、損失補てん等) |
| ③子育て支援の充実            | ④医療・保健体制の充実                   |
| ⑤高齢者福祉・介護施策の充実       | ⑥直行便・区バス・住民バスなど公共交通の充実        |
| ⑦国保などの保険料や医療費負担の引き下げ | ⑧税金や公共料金の軽減                   |
| ⑨学校教育の充実             | ⑩障がい者福祉の充実                    |
| ⑪農林水産業の振興・後継者対策      | ⑫中心商店街の活性化                    |
| ⑬区役所の権限・予算・人員の増強     | ⑭政令指定都市にふさわしい都市基盤の整備          |
| ⑮子どもの安全・防犯対策         | ⑯豪雨・地震・津波など災害対策の強化            |
| ⑰その他 ( )             |                               |

### ●子育て支援について、新潟市にのぞむものはなんですか？

- |                    |                         |
|--------------------|-------------------------|
| ①学校給食の全員給食と無償化     | ②子どもの医療費の完全無料化          |
| ③0歳～2歳児の保育料無料化     | ④希望する保育園、こども園に入園できる施設整備 |
| ⑤教育費用の軽減、就学援助制度の拡充 | ⑥税負担の軽減                 |
| ⑦学童保育や児童館などの整備・拡充  | ⑧子育てと両立できる職場環境の整備       |
| ⑨その他 ( )           |                         |

### ●高齢者施策について、新潟市にのぞむものはなんですか？

- |                          |                            |
|--------------------------|----------------------------|
| ①医療・保健体制の充実              | ②特養ホーム、デイサービスセンターなど介護施設の増設 |
| ③介護保険料や利用料の引き下げ・減免       | ④年金の引き上げ                   |
| ⑤介護している家族への支援            | ⑥紙おむつ支給など介護保険外サービスの拡充      |
| ⑦在宅サービス支援(買い物、配食、ゴミ出しなど) |                            |
| ⑧その他 ( )                 |                            |

## 2. 長引くコロナ禍と諸物価の高騰で、市民のくらしや営業に大きな影響が出ています。

### (1) 新潟市の支援策は十分だと思いますか？ (どれか一つに○をつけてください)

- ①十分だ      ②不十分だ      ③どちらともいえない

### (2) 新潟市として、どんな支援策が必要だとお考えですか？ (複数回答可です)

- |                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| ①全世帯への給付金             | ②生活困窮世帯への支援策の拡充       |
| ③売上が減少した事業者への給付金や家賃補助 | ④影響を受けた医療機関、介護施設等への支援 |
| ⑤国年健康保険料や介護保険料の減免     | ⑥プレミアム商品券などの拡充        |
| ⑦その他 ( )              |                       |

### (3) コロナ感染の拡大に対し、どんな対策が必要だとお考えですか？ (複数回答可です)

- |                                 |                       |
|---------------------------------|-----------------------|
| ①無料のPCR検査体制の拡充                  | ②入院病床、宿泊療養施設(ホテル等)の確保 |
| ③高齢者施設、病院、保育園、学校等での定期的なPCR検査の実施 | ④発熱外来の拡充              |
| ⑤その他 ( )                        |                       |

### (4) コロナ禍と物価高騰について、なんでも自由にお書きください。



2022年12月、2023年1月号外  
発行/日本共産党新潟市議会議員団  
「新潟市政報告」は、党務活動費を活用して発行しています。

新潟市中央区学校町通1  
市役所内 日本共産党新潟市議員団控室  
電話 025(226)3450 FAX 025(223)7748  
ホームページ/https://www.jcp-niigata-shigidan.com



【裏面もご記入ください】

3. 新潟市が政令市に移行して15年たちました。中心部一極集中(万代島ルート線、BRT、「にいがた2km」など)や公共施設の統廃合計画(市立保育園を半減、老人憩の家は廃止...etc)などについて危惧する声も聞かれます。いまの市政・区政について、どのようなご意見をお持ちですか?自由にお書きください。

4. 政府は2023年中にも柏崎刈羽原発の再稼働をめざすとしています。もし事故が起きれば新潟市にも大きな影響を及ぼすと言われていますが、

原発再稼働について、どうお考えですか?  
(あてはまるものに1つ○をつけてください)

- ①再稼働すべきでない      ②県が行っている「検証」の結論をみて判断      ③ただちに再稼働すべき  
④よくわからない

<その理由やご意見などをご自由にお書きください>

5. 新潟市でも統一協会による被害や政治とのゆ着が問題になっていますが、

統一協会による被害の実例等をご存じでしたら、下の欄にお書きください。

6. 身の回りのこと(道路、側溝、信号、街灯など)でお困りのことがありましたら、何でもお書きください。  
(市に要望しますので、改善してほしい場所などをできるだけ具体的にお書きください)

★該当する事項に○をお願いします。

●性別 男・女      ●年齢 20歳未満・20代・30代・40代・50代・60代・70歳以上

★差し支えないようでしたら、以下の事項にもご記入ください。

●お名前 \_\_\_\_\_ ●ご住所 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

ご協力ありがとうございました

※このアンケートで得た情報は、目的以外には使用しません。

お問い合わせは…日本共産党新潟市議会議員団  
電話 025-226-3450 FAX 025-223-7748

## 支出伝票一覧表

会派名	日本共産党新潟市議会議員団			
支出年度	令和5年度	支出項目	資料購入費	NO. 1
整理番号	支出年月日	支出内容	支出金額(円)	備考
1	R5.4.1	月刊「保育情報」購読料 2023年4月号分	709	会派控室用 ◎700円+振込手数料110円×1/12=709円
2	R5.4.12	全国商工新聞4月分購読料	500	会派控室用
3	R5.4.12	全国商工新聞4月分購読料	500	風間ルミ子議員 第一紙目「新潟日報」
4	R5.4.12	全国商工新聞4月分購読料	500	五十嵐完二議員 第一紙目「新潟日報」
5	R5.4.12	全国商工新聞4月分購読料	500	渡辺有子議員 第一紙目「新潟日報」
6	R5.4.12	月刊民商4月号、「中小商工業研究」2023.4春季号購読料	1,300	会派控室用 月刊民商300円、中小商工業研究1,000円
7	R5.4.13	商工新聞4月購読料	500	倉茂政樹議員 第一紙目「新潟日報」
8	R5.4.17	月刊誌「学習の友」5月号代金	2,500	議員5人分 @500円×5人
9	R5.4.18	週刊「新社会」4月購読料	700	倉茂政樹議員 第一紙目「新潟日報」
10	R5.4.18	週刊「新婦人しんぶん」4月購読料	400	倉茂政樹議員 第一紙目「新潟日報」
11	R5.4.18	週刊「守る新聞」4月購読料	300	倉茂政樹議員 第一紙目「新潟日報」
12	R5.4.18	月刊誌「いつでも元気」4月号代金	380	倉茂政樹議員
13	R5.4.24	国保新聞2023年4月購読料	461	会派控室用 (5,100円+440円(振込手数料))×1/12=461円
14	R5.4.27	新潟日報4月購読料	4,300	会派控室用
15	R5.4.27	毎日新聞4月購読料	3,400	飯塚孝子議員 第一紙目「新潟日報」
16	R5.4.30	書籍「ルポ虐待サバイバー」ほか6冊購入	12,353	飯塚孝子議員 詳細は別紙
17	R5.5.11	平和新聞2023年4月購読料	596	倉茂政樹議員 購読料470円+郵送料126円 第一紙目「新潟日報」
		小 計	29,899	
		合 計	29,899	

# 支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団		
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月1日 から 令和5年4月30日		
支出年月日	令和5年4月1日		
支 出 金 額	709 円		
支 出 先	全国保育団体連絡会		
使 途 内 容	月刊「保育情報」購読料 2023年4月号分		
備 考	会派控室用 @700円+振込手数料110円×1/12=709円		

領収書貼付欄

(資料購入費)

## ご利用明細票

お取扱日	店 番	取扱番号
05-03-14	12195	A93150012
取扱店	にいか*タカ*ツコウチャウ	
払込口座	[REDACTED]	
払込金額	*8,400	料金 *110

振替受付票

払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。

料金には、消費税等が含まれています。(ゆうちょ銀行)

月刊「保育情報」

¥ 8,400

新潟県新潟市学校町通  
一丁目602-1新潟市議会議事堂  
日本共産党新潟市議会議員団

入金額	*10,000
おつり	*1,490

5月3日~5日は、ゆうちょのほぼすべてのサービスを終日休止します

印紙税申告納付につき廻町税務署承認済

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。



各 位

## 『保育情報』購読継続のおねがい

日頃より、『保育情報』をご購読いただきありがとうございます。

さて、あなた様の『保育情報』誌代についてですが、2023年03月号 をもちまして購読の期限が切れますのでお知らせいたします。ぜひ、引き続いてのご購読をお願いいたします。誌代は前納でお願いしておりますので下記のとおり請求させていただきます。ご継続の場合は、同封の郵便振替用紙で誌代をお送りいただきたく、お願いいたします。なお銀行からの振込の場合、振込手数料はお客様負担となりますので、ご注意ください。

※お忙しいところ申し訳ありませんが、事務処理の都合上、請求書がお手元に届いてから1ヶ月以内をお願いいたします。(尚、お納めになった誌代は返却できません。)

なお、まちがい・行き違い等がございましたらお許しください。その際お手数ですが、ご一報いただければ幸いです。本誌の年間購読はお申出がないかぎり、自動継続とさせていただきます。購読を中止される場合は、ご面倒でもその旨をお知らせいただきますようお願いいたします。

※ご転居・送付部数の変更等につきましても、発送作業の都合上 毎月20日までにご連絡頂ければ幸いです。

待機児童の問題や幼児教育・保育「無償化」の動向など、保育をめぐる情勢は今後も目を離せない状況が続きます。今後もよりよい保育の実現をめざして、有効な情報をお伝えするために努力してまいります。引き続きのご購読をお願い申し上げます。

## 請 求 書

2023年03月06日

日本共産党新潟市議会議員団 御中

全国保育団体連絡会

代表 上野 浩二

〒162-0837

東京都新宿区納戸町26-3

TEL:03-6265-3171

下記のとおりご請求申し上げます

合 計 金 額		8,400円	
号 数	数 量	単 価	金 額
月刊『保育情報』 2023年4月号～2024年3月号	1冊 ×12回	700円	8,400円

# 支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団		
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	2
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月1日 から 令和5年4月30日		
支出年月日	令和5年4月12日		
支 出 金 額	500 円		
支 出 先	新潟民主商工会		
使 途 内 容	全国商工新聞4月分購読料		
備 考	会派控室用		

領収書貼付欄

(資料購入費)

2023 年 4 月 分 領 収 書

関屋支部

日本共産党市議団 様      金額      500 円

---

内訳      領収日 2023年 4月12日

前月繰越金額	円	
新聞代	500 円	
前納額	円	

係印

新潟市中央区沼垂西3-10-14

新潟民主商工会    電話 243-0141

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

# 支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団		
支出年度	令和5年度	整理番号 (項目別)	3
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月1日 から 令和5年4月30日		
支出年月日	令和5年4月12日		
支出金額	500 円		
支 出 先	新潟民主商工会		
使 途 内 容	全国商工新聞4月分購読料		
備 考	風間ルミ子議員 第1紙目「新潟日報」		

領収書貼付欄

(資料購入費)

2023年4月分 領収書

関屋文部

風間ルミ子様

金額 500 円

領収日 2023年4月12日

前月繰越金額 円

新規代 500 円

前納額 円

係印

新潟市中央区沼垂西3-10-14  
新潟民主商工会 電話 243-0141

領 収 証 (5年4月分)

風間ルミ子様

(発行日) 4/28 (領収番号) (担当)

新 潟 日 報	部 数	金 額 (内消費税)	
セト	1	4300	

合計金額 4300 円

NIC 豊栄南  
Nippo Information Center  
新潟日報新聞  
新潟日報新聞  
新潟日報新聞  
新潟日報新聞  
新潟日報新聞  
新潟日報新聞

ご要読ありがとうございます  
下記金額領収致しました

新潟市北区苅塚5031 TEL 025-387-3137 有限 会社  
FAX 025-386-4860 小柳新聞店



区域 お客様コード

# 領 収 証

(5 年 4 月分)

北葉町5-3  
メゾン北葉202

## 五十嵐 完二 様

(発行日) (領収番号) (担当)

4/24

301

※ 軽減税率対象

ご愛読ありがとうございました。  
下記新聞代領収致しました。

銘 柄 名	部 数	金 額
新潟日報 朝刊※	1	3,400

### 新潟日報

合計金額

3,400

円

新聞代のお支払いは、便利な自動振替をご利用ください。詳細はNICまで

8%対象 3,400 内税 251

10%対象 0 内税 0

株式会社 新潟日報 新潟ネット

新潟市東区古川町7-28 ☎ 273-7700

NIC 下



領 収 証

渡辺 有子 様  
曾野木2丁目21-17

■■■■■  
R5年4月分

銘 柄 名	部 数	金 額
日報朝刊※	1	3,400
※は軽減税率8%(消費税251)	合計	3,400

合計金額(円)  
**¥3,400**  
(税込)

5年 8 月 28 日

新聞の購読料は、  
便利な口座振替を  
ご利用ください。

**N I C 愛 宕**  
新潟市中央区鳥屋野南3-14-11  
TEL025-283-1660  
FAX025-283-1665

ご購入ありがとうございます。上記の  
金額預取致しました。  
領収金額には消費税が含まれています。

# 支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団		
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	6
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月12日		
支出年月日	令和5年4月12日		
支 出 金 額	1,300 円		
支 出 先	新潟民主商工会		
使 途 内 容	月刊民商4月号、「中小商工業研究」2023.4春季号購読料		
備 考	会派控室用 月間民商300円、中小商工業研究1,000円		

領収書貼付欄 (資料購入費)

## 領 収 証

No. \_\_\_\_\_

共産党市議員 様      平成<sup>2023</sup>年4月12日

金額									
		¥	/	3	0	0			

但 月刊民商4月号、中小商工業研究  
上記正に領収致しました

現金	✓	
小切手		

新潟市中央区沼田西3丁目1番1号  
**新潟民主商工会**  
 電話 025-251-1111 (表)

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。



## 支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団		
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	7
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月1日 から 令和5年4月30日		
支出年月日	令和5年4月13日		
支 出 金 額	500 円		
支 出 先	新津民主商工会		
使 途 内 容	商工新聞4月購読料		
備 考	倉茂政樹議員 第一紙目「新潟日報」		
領収書貼付欄	(資料購入費)		

### 領 収 証

共産党市議団  
倉茂政樹 様

2023年 4月 13日

¥

500-

内	現金	0
訳	小切手	
	残金	

但し 商工新聞社 2023.4月分として  
上記の金額正に領収いたしました。

〒959-0826 新潟市秋葉区岡田9  
**新津民主商工会**  
TEL 0250-23-1353 FAX 0250-23-5544

収入  
印紙

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。



領 収 証 (2023 年04 月分)

秋葉区下興野町9-31

倉茂 政樹 様

(発行日) (領収番号) (担 当)

4/27

000012



新潟日報 統合	※ 1	3,400
---------	-----	-------

3,400 円	
8 %対象	3,400 円
(内消費税 251 )	
0 %対象	円
(内消費税 )	

※は軽減税率対象

上記正に領収いたしました。

新潟市秋葉区滝谷町3-21 Tel.0250-22-2015

登録番号 T9110002005069

NIC新津

(株)新潟日報サ





## 支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団		
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	10
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月1日 から 令和5年4月30日		
支出年月日	令和5年4月18日		
支 出 金 額	400 円		
支 出 先	新日本婦人の会新津支部		
使 途 内 容	週刊「新婦人しんぶん」4月購読料		
備 考	倉茂政樹議員 第一紙目「新潟日報」		
領収書貼付欄		(資料購入費)	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #f0f0f0;"> <p style="text-align: center;">領 収 証      日本共産党新潟市議会議員団様      No. _____</p> <p style="text-align: center;">★ <u>4</u> / <u>400.-</u></p> <p style="text-align: center;">但 2023年4月分新婦人新聞代</p> <p style="text-align: center;">2023年 4月 18日 上記正に領収いたしました</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;"> <p>取 入</p> <p>印 紙</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>内 訳</p> <hr/> <p>税込金額</p> <hr/> <p>消費税額等( %)</p> <hr/> </div> <div style="text-align: right; width: 45%;"> <p style="font-size: 1.2em;">新婦人新津支所</p> <p>0250-24-5401</p> </div> </div> <p style="font-size: 0.8em; margin-top: 5px;">コクヨ・ワケ-107</p> </div>			

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

# 支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団		
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	11
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月1日 から 令和5年4月30日		
支出年月日	令和5年4月18日		
支 出 金 額	300 円		
支 出 先	秋葉区生活と健康を守る会		
使 途 内 容	週刊「守る新聞」4月購読料		
備 考	倉茂政樹議員 第一紙目「新潟日報」		

領収書貼付欄

(資料購入費)

領 収 証      日本共産党新潟市議員団様      No. \_\_\_\_\_

★ 4 300 =

但 2023年4月分生活と健康を守る新聞代

2023年 4 月 18 日 上記正に領収いたしました

取 入	内 訳	秋葉区生活と健康を守る会
印 部	税抜金額	
203-05-107	消費税額等(%)	[Redacted]

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

# 支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団		
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	12
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月18日		
支出年月日	令和5年4月18日		
支 出 金 額	380 円		
支 出 先	「いつでも元気」取扱所健康友の会新津北支部		
使 途 内 容	月刊誌「いつでも元気」4月号代金		
備 考	倉茂政樹議員		
領収書貼付欄	(資料購入費)		

領 収 証

日本共産党新潟市議会議員団様 No. \_\_\_\_\_

★ 7380

内 訳	但「いつでも元気」4月号	収入印紙
現金	2023年 4月 18日 上記正に領収いたしました	
小切手	/	
手 形	/ 「いつでも元気」取扱所健康友の会 新津北支部	
消費税額等(%)		

コクヨ・ウケ-99

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。







## 支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団		
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	14
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月1日 から 令和5年4月30日		
支出年月日	令和5年4月27日		
支 出 金 額	4,300 円		
支 出 先	NIC有明		
使 途 内 容	新潟日報4月購読料		
備 考	会派控室用		
領収書貼付欄	(資料購入費)		

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

日本共産党 新潟市選区 代表 渡辺 有子 様

-9



年月日	記号	お支払い金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10	05-04-27	100	お *4,300		ニッパリヤ
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					

小切手等の証券類によるご入金の場合は、そのお払戻しができる予定日および予定時刻を次のとおり表示します。

表示	C-OCM(またはN、E)	M : 営業開始時刻
	— お払戻しができる日時	N : 13:10
	— 小切手等でのご入金	E : 15:10

5

# 支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団		
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	15
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月1日 から 令和5年4月30日		
支出年月日	令和5年4月27日		
支 出 金 額	3,400 円		
支 出 先	NIC山ニツ		
使 途 内 容	毎日新聞4月購読料		
備 考	飯塚孝子議員 第一紙目「新潟日報」		

領収書貼付欄 (資料購入費)

領 収 証 ( 2023年 04月分 )

飯塚 孝子 様

(領収日) 4/27 (領収番号) 000002 (スタッフ) [REDACTED]

品 名	部 数	金 額	合 計 全 額
毎日新聞	1	※ 3,400	3,400円
			8%対象 3,400円 (内消費税 251)
			10%対象 円 (内消費税)

※は軽減税率対象 上記正に領収いたしました。

いつも御愛読いただきありがとうございます。

新潟市江南区亀田大月3-1-39 ☎0120-374629 (有)新潟新聞山ニツ  
登録番号 T3110002004885 TEL385-9600 FAX385-9601

領 収 証 ( 2023年 04月分 )

飯塚 孝子 様

(領収日) 4/27 (領収番号) 000001 (スタッフ) [REDACTED]

品 名	部 数	金 額	合 計 全 額
県統合	1	※ 3,400	3,400円
			8%対象 3,400円 (内消費税 251)
			10%対象 円 (内消費税)

※は軽減税率対象 上記正に領収いたしました。

いつも御愛読いただきありがとうございます。

新潟市江南区亀田大月3-1-39 ☎0120-374629 (有)新潟新聞山ニツ  
登録番号 T3110002004885 TEL385-9600 FAX385-9601

※領収書及び備考欄には按

# 支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団		
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	16
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月30日		
支出年月日	令和5年4月30日		
支 出 金 額	12,353 円		
支 出 先	株式会社丸善ジュンク堂書店		
使 途 内 容	書籍「ルポ虐待サバイバー」ほか6冊購入		
備 考	飯塚孝子議員 詳細は別紙		

領収書貼付欄 (資料購入費)

## 領 収 証

No. 593655

2023年04月30日

日本共産党市議会様

金額					
	¥	1	2	3	53

但し 書籍代にて  
上記の通り領収致しました。

印  
紙

取扱店舗

新潟店

TEL (025) 374-4411

現金  
クレジットカード  
その他

採 員

株式会社丸善ジュンク堂書店

※金額を訂正したもの、及び社印のないものは無効です。

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

政務活動費 資料購入費内訳 飯塚孝子議員

2023年4月30日 書籍7冊購入

・「ルポ虐待サバイバー」	1,045円
・「さらば、男性政治」	1,078円
・「コロナ禍で見た保健・医療・介護の今後」	2,640円
・「山上徹也と日本の『失われた30年』」	1,760円
・「どっこい生きてる90歳」	1,540円
・「地方自治の未来をひらく社会教育」	2,530円
・「国民を幸せにする政治 医療からの訴え」	1,760円
合計	12,353円

## 支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団		
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	17
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月1日 から 令和5年4月30日		
支出年月日	令和5年5月11日		
支 出 金 額	596 円		
支 出 先	新潟県平和委員会		
使 途 内 容	平和新聞2023年4月購読料		
備 考	倉茂政樹議員 購読料470円+郵送料126円 第1紙目「新潟日報」		
領収書貼付欄	(資料購入費)		

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。





## 会員各位様

新潟県平和委員会 会長・猪熊 優

事務局長：[REDACTED] 印略

### 「会費・平和新聞代・平和運動誌代」納入のお願い

および 6/11「若者憲法集会」募金のお願い(→○印)

桜咲き～満開、そして緑の季節がはじまりました。会員の皆様いかがお過ごしでしょうか。私たちの暮らしや福祉・医療・教育、そしてウクライナ情勢も含めて「世界と日本の平和」がどうなるか、不安がますます積もる毎日かとおもいます。日ごろから平和への熱い思いをもつて取り組んでおられる皆様にあらためて敬意を表するものです。

さて、このたび「**2023年度**(本年4月から来年3月までの間～○印)」の

会費・平和新聞代・平和運動誌代の請求のご案内をおこないます。

新潟県平和委員会の会計年度は「当年4月から翌年3月まで」です。

新潟県平和委員会の会費は

「1か月あたりで→平和委員会「**会員**」でかつ「**平和新聞読者**」のかたは、

「会費400円+平和新聞470円+郵送料は月3回の発送で126円、**996円\***」です。

なお、月刊誌：平和運動誌(略称：平運)を購読の方は、上記「**996円\***」に、

「月300円+郵送料140円(資料等も併せて同封するため～第一種定形外郵便物で郵送しています)」

よって440円が加算され、「**1436円**」となります。

・以上が「1か月あたりの会費等の経費」ですが、

ここ10数年にわたり、「1年分一括の入金(○印)」に協力いただいております。

本年4月から来年3月まで(2023年度1年分一括)で↓

## 会費と平和新聞代で→11952円(○印)

なお、上記+平和運動誌もあわせて購読の方は**17232円**となります

\*会費等を入金していただくための「郵便局用振込用紙」を同封しました。

\*今回あわせて「6/11若者憲法集会(→○印)」への応援募金をお願いするものです。

\*なおご不明な点等ありましたら、事務局 [REDACTED] まで。 \*以下伝言板です。

自宅電話 [REDACTED]

不在の場合は留守番電話にお声をお寄せください。

以上よろしく申し上げます。





領収証 (2023年04月分)

秋葉区下興野町9-31

倉茂 政樹 様

(発行日)

(領収番号)

(担当)

4/26

000012

新潟日報 統合	※	1	3,400
---------	---	---	-------

3,400 円	
8 %対象	3,400 円
(内消費税 251 )	
0 %対象	円
(内消費税 )	

※は軽減税率対象

上記正に領収いたしました。

新潟市秋葉区滝谷町3-21 TEL.0250-22-2015

登録番号 T9110002005069

NIC新潟

新潟日報サ

## 支出伝票一覧表

会派名	日本共産党新潟市議会議員団			
支出年度	令和5年度	支出項目	事務所費	NO. 1
整理番号	支出年月日	支出内容	支出金額(円)	備考
1	R5.4.3	政務活動補助員用PC、共有サーバーリース料4月分	3,300	会派控室用
2	R5.4.3	複合機リース料4月分	7,012	会派控室用
3	R5.4.3	倉茂議員PCリース料4月分	1,815	会派控室用
4	R5.4.7	パソコン(議員4人分)4月リース代	7,065	会派控室用
5	R5.4.26	フレッツ光ネクスト使用料(プロバイダー料)4月分	1,705	会派控室用 振込手数料110円×1/2含む
6	R5.5.8	PCネットワーク環境サポート・コピーチャージ料4月分	9,608	会派控室用 振込手数料110円×1/2含む
7	R5.5.31	FAX代等4月分電話料	3,123	会派控室用
		小計	33,628	
		合計	33,628	

## 支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団		
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年3月19日 から 令和5年4月18日		
支出年月日	令和5年4月3日		
支 出 金 額	3,300 円		
支 出 先	株式会社シャープファイナンス		
使 途 内 容	政務活動補助員用PC、共有サーバーリース料4月分		
備 考	会派控室用 $6,600 \text{ 円} \times 1/2 = 3,300 \text{ 円}$		
領収書貼付欄	(事務所費)		

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
 備考欄には按分率等を記入してください。

日本共産党 新潟市議員  
代表 渡辺 有子

年月日	記号	お支払い金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6	05-04-03	100	*6,600		サ-7°ファイブ
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					

小切手等の振券類によるご入金の場合は、そのお払戻しができる予定日および予定時刻を次のとおり表示します。

表示	C-◯◯M(またはN、E)	M: 営業開始時刻
	— お払戻しができる日時	N: 13:10
	— 小切手等でのご入金	E: 15:10



# リース契約書 (兼個人情報の収集・保有・利用・提供に関する承諾書) (控)

★お客様がご契約される会社名  
 貸貸人(乙) シャープファイナンス株式会社  
 〒102-0083 東京都千代田区麹町5丁目1-1

裏面の同意条項ならびに契約約款を承諾の上、この契約を締結します。

賃借人(甲)  
 住 所

〒951-8126 新潟県新潟市中央区学校町通1-602-1新潟市議会内

社 名

日本共産党 新潟市議会議員団  
 代表 渡辺 有子

連帯保証人

住 所

〒 -

氏 名

連帯保証人

住 所

〒 -

氏 名

連帯保証人

住 所

〒 -

氏 名

(主要事項)

1	リース物件	リース物件明細表記載の通り		
2	リース期間	60 ヶ月 (物件検収完了日を始期とします)	リース開始日: 年 月 日	リース満了日: 年 月 日
3	月額リース料 及び支払方法	月額リース料: 6,000円	消費税等: 600円	合 計: 6,600円
		毎月3日 支払方法:口座振替		
4	リース料支払日	第1回目リース料: 2022年06月03日	第2回目リース料: 2022年06月03日	最終回リース料: 2027年04月
5	再リース料 (年額)	月間リース料×2相当額	※再リース料は再リース開始時のお支払となり、所定の消費税等が 付加されます。(リース満了日の翌日から再リース開始となります)	
6	特約条項			

(保守料代理受領明細)

1	代理受領期間	第1回目: 年 月 日	最終回: 年 月
2	月額保守料	保守料: 円	消費税等: 円
		合計: 0円	
3	保守料総額(税込)	円	

保守会社 (保守についてのお問合せ先)

リース契約についてのお問合せ窓口  
 シャープファイナンス株式会社 関越支店  
 〒331-0812 さいたま市北区宮原町2丁目107番2号  
 TEL 048-663-8868 FAX 048-667-5503

取扱店 (商品についてのお問合せ先)  
 CEC新潟情報サービス 株式会社  
 〒950-0913 新潟県新潟市中央区鏡2-10-6  
 TEL 025-243-5101 FAX 025-244-5929







## 支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団		
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	2
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年3月26日 から 令和5年4月25日		
支出年月日	令和5年4月3日		
支 出 金 額	7,012 円		
支 出 先	株式会社シャープファイナンス		
使 途 内 容	複合機リース料4月分		
備 考	会派控室用 14,025 円 × 1/2 = 7,012 円		
領収書貼付欄	(事務所費)		

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
 備考欄には按分率等を記入してください。

日本共産党 新潟市支部  
代表 渡辺 有司

-9

	年月日	記号	お支払い金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7	05-04-03	100	14,025	7,777		入金
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						

・小切手等の証券類によるご入金の場合は、そのお払戻しができる予定日および予定時刻を次のとおり表示します。

表示	C-COM(またはN、E)	M: 営業開始時刻
	— お払戻しができる日時	N: 13:10
	— 小切手等でのご入金	E: 15:10

5



# リース契約書 (兼個人情報収集・保有・利用・提供に関する承諾書) (控)

★お客様がご契約される会社名  
 貸貸人(乙) シャープファイナンス株式会社  
 〒102-0083 東京都千代田区麹町5丁目1-1

裏面の同意条項ならびに契約約款を承諾の上、この契約を締結します。

賃借人(甲)  
 住 所

〒951-8126 新潟県新潟市中央区学校町通1-602-1

社 名

日本共産党 新潟市議会議員団  
 渡辺 有子

連帯保証人  
 住 所

氏 名

連帯保証人  
 住 所

氏 名

連帯保証人  
 住 所

氏 名

(主要事項)

1	リース物件	リース物件明細表記載の通り		
2	リース期間	60 ヶ月 (物件検収完了日を始期とします)	リース開始日: 2021年10月26日	リース満了日: 2026年10月25日
3	月額リース料 及び支払方法	月額リース料: 12,750円	消費税等: 1,275円	合計: 14,025円
		毎月3日 支払方法: 口座振替		
4	リース料支払日	第1回目リース料: 2021年12月03日	第2回目リース料: 2021年12月03日	最終回リース料: 2026年10月
5	再リース料 (年額)	月間リース料×2相当額	※再リース料は再リース開始時のお支払となり、所定の消費税等が 付加されます。(リース満了日の翌日から再リース開始となります)	
6	特約条項			

(保守料代理受領明細)

1	代理受領期間	第1回目: 年 月 日	最終回: 年 月
2	月額保守料	保守料: 円	
		消費税等: 円	
		合計: 0円	
3	保守料総額(税込)	円	

保守会社 (保守についてのお問合せ先)

リース契約についてのお問合せ窓口  
 シャープファイナンス株式会社 関越支店  
 〒331-0812 さいたま市北区宮原町2丁目107番2号  
 TEL 048-663-8868 FAX 048-667-5503

取扱店 (商品についてのお問合せ先)  
 CEC新潟情報サービス 株式会社  
 〒950-0913 新潟県新潟市中央区鏡2-10-6  
 TEL 025-243-5101 FAX 025-244-5929

契約日 年 月 日

申込種別	1. 新規 2. 機種変更 3. 増設									
	機種変更の場合、旧契約番号									
				K						

契約番号						K				
与信受付番号										

## (リース物件明細表)

NO	物件名/機種名 メーカー名/数量/製造番号 設置場所/住所
1	デジタルカラー複合機 e-STUDIO3515AC 東芝 1台 新潟県新潟市中央区学校町通1-602-1
2	以下余白
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	

以下リース物件明細表記載のとおり



## 支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団		
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	3
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月1日 から 令和5年4月30日		
支出年月日	令和5年4月3日		
支 出 金 額	1,815 円		
支 出 先	株式会社シャープファイナンス		
使 途 内 容	倉茂議員PCリース料4月分		
備 考	会派控室用 $3,630 \text{ 円} \times 1/2 = 1,815 \text{ 円}$		
領収書貼付欄	(事務所費)		

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。



日本証券株式会社  
代表取締役 有下 誠

9

	年月日	記号	お支払い金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)	備考
1						
2						
3						
4						
5	05-04-03	100	3,630	7,747		
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						

小切手等の証券類によるご入金の場合は、そのお払込ができる予定日および予定時刻を次のとおり表示します。

表示	C-OCM(またはN, E)	M: 営業開始時刻
	お払込ができる日時	N: 13:10
	小切手等でのご入金	E: 15:10

5



# シャープリース契約書

★お客様がお申込みになる会社名  
 貸借人(乙) シャープファイナンス(株)  
 〒102-0083 東京都千代田区知町5丁目1番地1  
 リースについての問合せ窓口 事務センター TEL.0570-003338

住所フリガナ 東京都千代田区知町5丁目1番地1  
 〒102-0083

所在地 025-226-3450  
 025-223-7748

社名フリガナ 新習志野中央児童福祉会  
 代表者名 日本児童福祉会  
 役員名 代表者フリガナ 代表者フリガナ  
 代表者名 代表者フリガナ

区分 9.法人・8.公的機関 設立年月日 明大・甲・令  
 個人事業主(1男・2女) 立

代表者 代表者フリガナ

借入金額 5万円

お名前フリガナ 代表者フリガナ

ご住所フリガナ 代表者フリガナ

性別 生年月日 配偶者の有無 職業 居住年数 勤続年数 年収  
 (男・女) (9.法人) (1男・2女) (0無) (人) (予供) (年) (年) (万円)

01.自己所有 02.家族所有 03.社宅・借  
 04.借家 05.賃貸マンション  
 06.公団・公舎 09.アパート

お勤め先 名 住所 役職  
 ご自営

所在地 フリガナ

印

ゆうちょ銀行以外の金融機関コード

ゆうちょ銀行

加入コード 別添コード 預金種別 口座番号

通帳番号 通帳番号(右2桁記入)

名義人(金融機関お届け名義通リにご記入ください)

名義人 フリガナ  
 代表者フリガナ  
 役員名義  
 代表者名義

日本児童福祉会 代表者フリガナ  
 代表者フリガナ

※法人様名義の口座の場合、ご記入ください。ゆうちょ銀行を除く。4枚目に金融機関お届け印を押印してください。

③ 正契 約 書 (SFC用)

申込 新契 2. 機 器 変 更 3. 増 設  
 機 器 変 更 の 場 合 旧 契 約 番 号  
 申込年月日 2021年 4月 20日  
 契約年月日 2021年 4月 20日

品名	メーカー名	機種名	台数
リース物件	NFC	PC-DRL21FB633R7	1
1			
2			
3			
4			
5			
6			

物件設置場所  
 (賃借人住所と異なる場合) 設置先名称・郵便番号・住所・電話番号を記入してください。

リース期間	リース開始日	リース開始予定日	リース料	消費税率	合計
60ヶ月	2021年5月1日	2021年5月1日	3300円	3300円	3630円
第1回目	2021年6月	2021年6月			
第2回目	2021年7月	2021年7月			
最終回	2026年4月	2026年4月			

※小数点第一位を切り捨てした整数が消費税等となります。

リース料	支払日	毎月3( )日	支払方法	口座振替・銀行振込
3630円				

再リース料(年額)  
 月額リース料に2を乗じた額と同額

月	リース料	消費税率	合計	代理受領	第1回目	年
月					20	年
月					20	年
月						

特約事項

保守会社 (保守についてのお問い合わせ先)  
 取扱店 (商品についての問い合わせ先)  
 CEC 新潟情報サービス(株)  
 新潟市中央区経路2-10-6  
 TEL 025-243-5105

SFC使用欄	支払	予定日	納日
相 積			



## 支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団		
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	4
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月1日 から 令和5年4月30日		
支出年月日	令和5年4月7日		
支 出 金 額	7,065 円		
支 出 先	三菱HCキャピタル		
使 途 内 容	パソコン(議員4人分)4月リース代		
備 考	会派控室用 $14,130 \text{ 円} \times 1/2 = 7,065 \text{ 円}$		
領収書貼付欄	(事務所費)		

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

日本共産党 新潟市議員 渡辺 有子 様

9

年月日	記号	お支払い金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9	05-04-07	100	¥14,130		三井住友銀行 外
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					

小切手等の証券類によるご入金の場合は、そのお払戻しができる予定日および予定時刻を次のとおり表示します。

表示	C-COM(またはN、E)	M: 営業開始時刻
	お払戻しができる日時	N: 13:10
	小切手等でのご入金	E: 15:10

5

お支払一覧表

令和 2 年 2 月 20 日

日本共産党新潟市議団 代表 渡辺 有子

様

平素格別のお引立に預かり誠にありがとうございます。  
 このたびのご契約のお支払方法を下記の通りご案内申し上げますので  
 お支払の程宜しくお願い申し上げます。

ご契約番号	リース	ご契約金額	594,000 円
		消費税等額	59,400 円
物件名	VersaPro タイプVF	お支払総額	653,400 円
ご契約期間	令和 2 年 1 月 6 日より 60ヶ月間	内、前払	円
		リース料 (最終月より ヶ月分)	円
		内、頭金	円

お支払方法	口座振替
金融機関名	
支店名	
口座番号	
口座名義	日本共産党新潟市議団 代 表 渡辺 有子

① 自立キヨウギ株式会社  
 法人事業本部 新潟法人支店  
 〒950-0087 新潟県新潟市中央区  
 東大通 1-3-8  
 TEL. 025-241-2900

回数	対象月 年 月	お支払日 年 月 日	お支払金額	内、消費税等	お支払後残高 (前払等を含む)	摘要
[Redacted Payment Schedule]						

回数	対象月 年 月	お支払日 年 月 日	お支払金額	内、消費税等	お支払後残高 (前払等を含む)	摘要
40	5	4	5	4	7	
			10890	990	217800	
[Redacted Payment Schedule]						

お支払合計	653400	59400	
-------	--------	-------	--

(備考) 1. 消費税等額は現行税率に基づき計算しております。税率が変更された  
 場合には消費税等額が変更されることがあります。  
 2. 「お支払後残高」には、消費税等を含み前払リース料を含みません。

3. 口座振替の場合、お支払日の前日までに指定金融機関口座にご入金ください。  
 なお、お支払日が休日の場合は末日振替は前営業日、それ以外は翌営業日振替となります。

お支払一覧表

平成 30 年 12 月 20 日

日本共産党新潟市議団 代表 渡辺 有子

印  
文

平素格別のお引立に預かり誠にありがとうございます。  
このたびのご契約のお支払方法を下記の通りご案内申し上げますので  
お支払の程宜しくお願い申し上げます。

ご契約番号	リース	ご契約金額	180,000円
		消費税等額	14,400円
		お支払総額	194,400円
物件名	VersaPro タイプVF	内、前払	円
ご契約期間	平成 30 年 12 月 1 日より 60ヶ月間	リース料 (最終月より ヶ月分)	円
		内、頭金	円

お支払方法	口座振替
金融機関名	
支店名	
口座番号	
口座名義	日本共産党新潟市議団 代 表 渡辺 有子


**目立キョウカイ株式会社**  
 法人事業本部 新潟法人支店  
 〒950-0087新潟県新潟市中央区  
 東大通1-3-8  
 TEL. 025-241-2900

回数	対象月	お支払日	お支払金額	内、消費税等	お支払後残高 (前払等を含みません)	摘要
	年 月	年 月 日				
[Redacted Payment Schedule]						

回数	対象月	お支払日	お支払金額	内、消費税等	お支払後残高 (前払等を含みません)	摘要
	年 月	年 月 日				
[Redacted Payment Schedule]						
53	35	4 35	4 7	3240	240	22680
			<b>お支払合計</b>	194400	14400	

(備考) 1. 消費税等額は現行税率に基づき計算しております。税率が変更された場合には消費税等額が変更されることがあります。  
2. 「お支払後残高」には、消費税等を含み前払リース料を含みません。

3. 口座振替の場合、お支払日の前日までに指定金融機関口座にご入金ください。なお、お支払日が休日の場合は末日翌日(それ以外は翌営業日)振替となります。



# リース契約書

2020年1月6日

契約番号



日本共産党新潟市議会議員団  
賃借人(甲)新潟市中央区学校町通1番町602番地1  
新潟市議会内  
TEL(025)226-3450

代表 渡辺 有子



賃借人(乙)

東京都港区西新橋一丁目3番1号

日立キャピタル株式会社

執行役社長 川部 誠治

(左記代理人)

新潟県新潟市中央区

東大通1-3-8

日立キャピタル株式会社

法人事業本部 新潟法人支店

支店長 永吉 憲



上記の者は、つぎのとおり契約します。

この契約の成立を証するため、甲および乙が署名・捺印のうえ、本書各1通を保有します。



### 第1条(契約の趣旨)

- ① 乙は、甲が指定する別表(2)記載の売主(以下「売主」という)から、甲が指定する別表(1)記載のリース物件(以下「物件」という)を買受けて甲にリースし、甲はこれを借受けます。
- ② この契約は、この契約に定める場合を除き解除することはできません。

### 第2条(物件の引渡し)

- ① 物件は、売主から別表(3)記載の場所に搬入されるものとし、甲は、物件が搬入されたときから引渡しの日まで善良な管理者の注意をもって物件を保管します。
- ② 甲は、搬入された物件についてただちに甲の負担で検査を行い、瑕疵のないことを確認したとき、借受日を記載した物件借受証を乙に発行するものとし、この借受日をもって乙から甲に物件が引渡されたものとします。
- ③ 物件の規格、仕様、性能その他に瑕疵があったときは、甲はただちにこれを乙に書面で通知し、売主との間でこれを解決した後、物件借受証を乙に発行するものとします。
- ④ 甲が物件の引渡しを不当に拒んだり、遅らせたりしたときは、乙からの催告を要しないで通知のみで、この契約を解除されても、甲は異議がないものとします。この場合、売主から請求があったときは、甲は、その請求の当否について売主との間で解決します。

### 第3条(物件の使用・保存)

- ① 甲は、前条による物件の引渡しを受けたときから別表(3)記載の場所において物件を使用できます。この場合、甲は、法令等を遵守し善良な管理者の注意をもって、業務のために通常の用法に従って使用します。
- ② 甲は、物件が常時正常な使用状態および十分に機能する状態を保つように保守、点検および整備を行うものとし、物件が損傷したときは、その原因の如何を問わず修繕し修復を行い、その一切の費用を負担します。この場合、乙は何らの責任も負いません。なお、甲は、物件の引渡し後ただちに別表(8)記載の保守契約先と保守契約を締結します。
- ③ 乙は、物件の修理または検査期間中による代替物件の提供ならびにその期間中の休業補償については、原因の如何を問わず何らの責任を負いません。

### 第4条(リース期間)

リース期間は別表(4)記載のとおりとし、物件借受証記載の借受日より起算します。

### 第5条(リース料および支払方法)

甲は、借受日の属する月の末日までに別表(6)記載の初回金を現金で支払い、以降毎月別表(6)記載のリース料を別表(7)記載の一定日に同表記載の支払方法により乙へ支払います。なお、支払方法が振込の場合、この振込費用は甲の負担とします。

### 第6条(前払リース料)

- ① 甲は、この契約に基づく甲の債務履行を担保するため、乙に対して別表(5)記載のとおり前払リース料を支払います。
- ② 前払リース料は、最終月から遡ってリース料およびその消費税と地方消費税(以下「消費税等」という)額に、その支払日が到来する都度、充当されるものとし、前払リース料には利息を付さないものとします。
- ③ 甲が第19条のいずれかに該当したときは、乙は前項の規定にかかわらず、かつ事前の意思表示を要しないで、前払リース料をもって甲に対するすべての債権の全部または一部に充当することができます。
- ④ 甲は、前払リース料の支払をもって、乙に対する一切の支払義務を免れることができます。

### 第7条(物件の所有権標識)

- ① 乙は、乙が物件の所有権を有する旨の標識(以下「乙の所有権標識」という)を物件に貼付できるものとし、また、甲は乙から要求があったときは、物件に乙の所有権標識を貼付します。
- ② 甲は、リース期間中、物件に貼付された乙の所有権標識を維持します。

### 第8条(物件の所有権侵害の禁止等)

- ① 甲は、物件を第三者に譲渡したり、担保に差入れるなど乙の所有権を侵害する行為をしません。
- ② 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ない限り、つぎの行為をしません。
  1. 物件を他の動産または不動産に付着させること。
  2. 物件の改造、加工、模様替えなどによりその原状を変更すること。
  3. 物件を第三者に転貸すること。
  4. 物件の占有を移転し、または別表(3)記載の場所から物件を移動すること。
  5. この契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡すること。
- ③ 物件に付着した動産の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で乙に帰属します。
- ④ 第2項において、乙の承諾を得て物件を不動産に付着させる場合は、甲は、事前に不動産の所有者等から、物件がその不動産に附合しない旨の書面を、また、物件を不動産から離脱させるときは不動産に生じる損傷について、乙に対して何らの修繕または損害賠償請求を行わない旨の書面を提出させます。

- ⑤ 第三者が物件について権利を主張し、保全処分または強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、この契約書等を提示し、物件が乙の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、ただちにその事情を乙に通知します。

### 第9条(物件の点検等)

乙または乙の指定した者が、物件の現状、稼働および保管状況を点検または調査することを求めたときは、甲はこれに応じます。

### 第10条(反社会的勢力の排除)

- ① 甲は個人であると団体であることを問わず、この契約(再リース契約を含む)の締結日において、自らおよび自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団等」と総称する)に該当しないこと、およびつぎの各号のいずれにも該当しないことを表明しかつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  1. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  2. 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  3. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用してしていると認められる関係を有すること。
  4. 暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  5. その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。

- ② 甲は、自らまたは自らの役員もしくは第三者を利用してつぎの各号に該当する行為を行わないことを確約します。
  1. 暴力的な要求行為。
  2. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  3. 乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
  4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為。
  5. その他前各号に準ずる行為。

- ③ 甲または甲の役員が、暴力団等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、乙は、催告を要しないで通知のみで、この契約を解除することができます。解除に伴う措置については第21条、第23条、第25条が適用されるものとします。
- ④ 前項の乙の権利行使により、甲または当該役員に損害が生じても、乙は一切の責任を負いません。

### 第11条(通知事項)

- ① 甲は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その旨を遅滞なく書面により乙に通知します。
  1. 名称または商号を変更したとき。
  2. 住所を移転したとき。
  3. 代表者を変更したとき。
  4. 事業の内容に重要な変更があったとき。
  5. 第19条第1項第3号から第5号までの事実が発生し、またはそのおそれがあるとき。
- ② 甲が前項第1号から第3号の届け出を怠ったため、乙からなされた通知または書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。
- ③ 甲は、乙から要求があった場合、事業報告ならびに事業の実績、現状または計画について資料等を提出します。

### 第12条(費用負担等)

- ① 甲は、この契約の締結に関する費用およびこの契約に基づく債務履行に関する一切の費用を負担します。
- ② 乙は、固定資産税を納付するものとし、リース期間中に固定資産税が増額された場合には、甲は、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- ③ 甲は、この契約の成立日の税率に基づいて計算した別表(6)記載の消費税等相当額を負担するものとし、リース期間中に消費税等が増額された場合には、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- ④ 甲は、固定資産税および消費税等以外で物件の取得、所有、保管、使用およびこの契約に基づく取引に課され、または課されることのある諸税相当額を名義人の如何にかかわらず負担します。
- ⑤ 乙が前項記載の諸税を納めることとなったときは、その納付の前後を問わず、甲は、これを乙の請求に従い乙に支払います。

### 第13条(相続禁止)

甲は、この契約に基づく債務を、乙または乙の承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

### 第14条(物件の保険)

- ① 乙は、リース期間中、物件に別表(9)記載の保険を付保します。なお、保険会社は乙が選定するものとし、地震による損害、日本国外において生じた事故による損害、その他保険会社の定める保険約款に定める免責事由に起因する損害は不担保とします。
- ② 物件に係る保険事故が発生したときは、甲はただちにその旨を乙

に通知するとともに、保険金受取に必要な書類を遅滞なく乙に提出します。

- ③ 前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲および乙はつぎの各号の定めに従います。
1. 物件が修理可能な場合には、乙は、甲が第3条第2項の規定に従って物件を修繕し修復した場合に限って、保険金相当額を甲に支払います。
  2. 物件が滅失し、または毀損して修復不能の場合には、甲は、乙に支払われた保険金を限度として、物件に係る第17条第1項の債務の弁済を免れます。

#### 第15条(物件の瑕疵等)

- ① 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、売主の都合および乙の故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、乙は責任を負いません。
- ② 物件の規格、仕様、品質、性能その他隠れたる瑕疵があった場合ならびに物件の選択または決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は責任を負いません。
- ③ 前2項の場合、甲は売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決するものとします。また甲が乙に対し書面で請求し、乙が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、乙の売主に対する請求権を甲に譲渡する手続をとるなどにより、乙は甲の売主への直接請求に協力するものとします。
- ④ 第2項の隠れたる瑕疵ならびに錯誤があった場合において、甲が乙に対してこの契約に基づく一切の債務を履行したときは、乙は売主に対する買主の地位を譲渡する手続をとるものとします。ただし、前項および本項の場合、乙は売主の履行能力ならびに請求権の譲渡に係る諸権利の存否を担保しません。
- ⑤ 甲は、第3項に基づいて、売主に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払、その他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

#### 第16条(物件使用に起因する損害)

- ① 物件自体または物件の設置、保管もしくは使用によって第三者が損害を受けたときには、その原因の如何を問わず、甲の責任と負担で解決します。また、甲および甲の従業員が損害を受けた場合も同様とします。
- ② 前項において、乙が損害を賠償した場合、甲は乙が支払った賠償額を乙に支払います。
- ③ 物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他知的財産権に抵触することによって生じた損害および紛争について、乙は一切の責任を負いません。

#### 第17条(物件の滅失・毀損)

- ① 物件の引渡しからその返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にもよらない事由により生じた物件の滅失、毀損その他一切の危険はすべて甲の負担とし、物件が修復不能となったときは、甲はただちに第22条の規定損害金相当額を乙に支払います。
- ② 前項の支払がなされたとき、この契約は終了します。なお、甲が第5条に基づく支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金相当額の受領をもって受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

#### 第18条(権利の移転等)

- ① 乙は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。
- ② 乙は、物件の所有権をこの契約に基づく乙の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、甲は、これをあらかじめ承諾します。
- ③ 乙は、この契約による権利を守り、もしくは回復するため、または第三者より異議もしくは苦情の申立てを受けたため、乙が、やむを得ず必要な措置をとったとき、甲は物件搬出費用、弁護士報酬等一切の費用を乙の請求に従い乙に支払います。

#### 第19条(期限の利益の喪失)

- ① 甲が、つぎの各号のいずれかに該当したときは、甲は、乙からの通知および催告を要しないで、当然にこの契約に基づく期限の利益を失うものとし、残リース料金額(消費税等を含む)をただちに乙に支払います。
  1. リース料の支払を1回でも怠ったとき。
  2. この契約の条項の一つにでも違反したとき。
  3. 小切手もしくは手形の不渡りを1回でも発生させたとき、その他支払を停止したとき。
  4. 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立て、諸税の滞納処分もしくは保金差押えを受け、または民事再生、破産、会社更生もしくは特別清算その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき。
  5. 事業を廃止もしくは解散し、または官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき。
  6. 経営が悪化し、営業継続が困難と乙が認めたとき。
- ② 前項の場合、この契約以外の契約についても、前項に準じます。

#### 第20条(契約解除)

甲が前条のいずれかに該当したときは、乙は通知および催告を要しないでこの契約を解除することができます。

#### 第21条(契約解除時の処置)

前条の規定に基づき、乙がこの契約を解除したときは、甲は、第25条第1項の規定に基づいて物件を乙に返還するとともに、第22条の規定損害金をただちに乙に支払います。なお、甲が第5条に定める支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金の受領をもって、受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

#### 第22条(規定損害金)

- ① 規定損害金の金額は別表(10)記載の借受日の属する月の始期の基本額を基礎として、経過期間に応じて同表記載の遞減月額を1ヵ月ごとに遞減する金額とします。
- ② 前項の経過期間を算出する場合、その始期は前項に定める月とし、終期は契約解除または終了の日とします。ただし、経過期間算出の終りに月に満たない日数があるときは、その日数を1ヵ月として算出するものとします。

#### 第23条(遅延損害金)

甲は、この契約に基づく債務の履行を遅延した場合、遅延した日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を乙へ支払います。

#### 第24条(再リース)

- ① 甲はリース期間満了後、この契約をさらに一年更新(以下「再リース」という)するかまたは終了するかを選択できるものとし、この契約を終了させるときは、乙に対してリース期間満了2ヵ月前までにその旨を書面で申し出るものとします。
- ② 前項の申し出がない限り、この契約に係る再リース料は、別表(11)記載の再リース料をもって、その他はこの契約条件と同一条件で自動的に再リースされるものとし、以後再リース期間満了ごとに同様とします。
- ③ 前2項にかかわらず、乙が再リースしない旨の意思表示をしたときは、この契約は終了し、甲は、第25条第1項に従い物件を乙に返還します。

#### 第25条(物件の返還・清算)

- ① この契約がリース期間の満了または解除により終了したときは、甲は、物件の通常の損耗および第8条第3項によって乙が認めたものを除き、ただちに甲の負担で物件を原状に回復(リース期間中に付加したコンピュータデータ等の消去も含む)したうえで、乙の指定する場所に返還します。
- ② 物件の返還が遅延した場合に、乙から請求があったときは、甲は返還完了まで、遅延日数に応じてリース料相当額の損害賠償金を乙に支払うとともに、この契約の定めに従います。
- ③ 甲が物件の返還を遅延した場合において、乙または乙の指定する者による所在場所からの物件の引揚げについて、甲はこれを妨害したり拒んだりしません。
- ④ リース期間の満了以外の事由により、物件が返還され、かつ第22条の規定損害金が支払われたときは、乙は、その金額を限度として、乙が相当の基準に従って処分した金額から、処分要した一切の費用を差引いた金額を甲に返還します。なお、甲は乙が相当の基準に従って処分した金額について一切の異議を述べません。

#### 第26条(弁済の充当)

この契約に基づく甲の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が適当と認める順序および方法により充当することができ、甲はその充当に対して異議を述べません。

#### 第27条(公正証書)

甲は、乙から請求があったときは、甲の費用負担でこの契約を強制執行認諾事項を付した公正証書とします。

#### 第28条(合意管轄)

甲および乙は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、乙の本店・支店または営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

#### 第29条(輸出等の措置)

- ① この契約は日本国内のみにおける物件のリースを約定するものであり、甲が物件について、直接または間接に、つぎの各号に該当する取扱いをする場合には、乙の文書による事前の同意を得るものとします。
  1. 輸出するとき。
  2. 海外に持ち出すとき。
  3. 非居住者へ提供し、または使用させるとき。
- ② 甲が乙の同意を得て前項の各号に該当する取扱いをする場合は、「外国為替及び外国貿易法」の規制ならびに米輸出管理規則など外国の輸出関連法規を確認のうえ、必要な手続をとるものとします。

#### 第30条(特約)

この契約に定めのない事項については、甲乙協議するものとし、付随事項および特約事項については別表(12)記載のとおりとします。なお、別表(12)記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用されます。

別 表

項目	契約条項	契 約 事 項			
(1)	第1条	物 件 名 ・ 仕 様 ・ 型 式	数 量		
		NEC 製 VersaPro タイプVF PC-VRL23FB6S4R5 渡辺議員 五十嵐議員 飯塚議員	3式		
(2)	第1条	売 主	シーイーシー新潟情報サービス株式会社		
(3)	第2条	物件設置場所 (物件納入予定日)	新潟県新潟市中央区学校町通1番町602-1 日本共産党新潟市議会議員団 (2020年1月6日)		
(4)	第4条	リース期間	物件借受証記載の借受日より起算して 60ヶ月		
(5)	第6条	前払リース料	0円 (0ヶ月分) (ただし、前払リース料には、消費税等を含むものとします。)		
(6)	第5条	リース料 および 消費税等	月	リース料 消費税等	9,900円 990円
			代 理 受 領		
			合 計 額		10,890円
			初 回 金		10,890円 (前払リース料がある場合は、前払リース料を含む金額とします。)
(7)	第5条	支払方法等	支払日 7日 (毎月) 支払方法 自動振替		
(8)	第3条	保守契約先	シーイーシー新潟情報サービス株式会社		
(9)	第14条	保 険 契 約	種 類 動産総合保険 被 保 険 者 乙とします。		
(10)	第22条	規 定 損 害 金	始期の基本額 594,000円 (消費税等は別途申し受けます。) 遞減月額 9,900円		
(11)	第24条	再リース料	年 額 11,880円 (消費税等・代理受領金額は別途申し受けます。)		
(12)	特 約 事 項	リース料及び消費税等総額 653,400円 (内消費税等総額 59,400円)			

B

# リース契約書

2018年12月 / 日

契約番号

賃借人(甲)

日本共産党新潟市議会議員団  
新潟市中央区学校町通1番町602番地1  
新潟市議会  
TEL(025)226-34590

代表 渡辺有子

賃貸人(乙)

東京都港区西新橋一丁目3番1号  
日立キャピタル株式会社  
執行役社長 川部 誠治

(左記代理人)

新潟県新潟市中央区  
東大通1-3-8  
日立キャピタル株式会社  
法人事業本部 新潟法人支店  
支店長 永吉 憲

上記の者は、つぎのとおり契約します。

この契約の成立を証するため、甲および乙が署名・捺印のうえ、本書各1通を保有します。



### 第1条(契約の趣旨)

- ① 乙は、甲が指定する別表(2)記載の売主(以下「売主」という)から、甲が指定する別表(1)記載のリース物件(以下「物件」という)を買受けて甲にリースし、甲はこれを借受けます。
- ② この契約は、この契約に定める場合を除き解除することはできません。

### 第2条(物件の引渡し)

- ① 物件は、売主から別表(3)記載の場所に搬入されるものとし、甲は、物件が搬入されたときから引渡しの日まで善良な管理者の注意をもって物件を保管します。
- ② 甲は、搬入された物件についてただちに甲の負担で検査を行い、瑕疵のないことを確認したとき、借受日を記載した物件借受証を乙に発行するものとし、この借受日をもって乙から甲に物件が引渡されたものとし、
- ③ 物件の規格、仕様、性能その他に瑕疵があったときは、甲はただちにこれを乙に書面で通知し、売主との間でこれを解決した後、物件借受証を乙に発行するものとし、
- ④ 甲が物件の引渡しを不当に拒んだり、遅らせたりしたときは、乙からの催告を要しないで通知のみで、この契約を解除されても、甲は異議がないものとし、この場合、売主から請求があったときは、甲は、その請求の当否について売主との間で解決します。

### 第3条(物件の使用・保存)

- ① 甲は、前条による物件の引渡しを受けたときから別表(3)記載の場所において物件を使用できます。この場合、甲は、法令等を遵守し善良な管理者の注意をもって、業務のために通常の用法に従って使用します。
- ② 甲は、物件が常時正常な使用状態および十分に機能する状態を保つように保守、点検および整備を行うものとし、物件が損傷したときは、その原因の如何を問わず修繕し修復を行い、その一切の費用を負担します。この場合、乙は何らの責任も負いません。なお、甲は、物件の引渡し後ただちに別表(8)記載の保守契約先と保守契約を締結します。
- ③ 乙は、物件の修理または検査期間中による代替物件の提供ならびにその期間中の休業補償については、原因の如何を問わず何らの責任を負いません。

### 第4条(リース期間)

リース期間は別表(4)記載のとおりとし、物件借受証記載の借受日より起算します。

### 第5条(リース料および支払方法)

甲は、借受日の属する月の末日までに別表(6)記載の初回金を現金で支払い、以降毎月別表(6)記載のリース料を別表(7)記載の一定日に同表記載の支払方法により乙へ支払います。なお、支払方法が振込の場合、この振込費用は甲の負担とします。

### 第6条(前払リース料)

- ① 甲は、この契約に基づく甲の債務履行を担保するため、乙に対して別表(5)記載のとおり前払リース料を支払います。
- ② 前払リース料は、最終月から遡ってリース料およびその消費税と地方消費税(以下「消費税等」という)額に、その支払日が到来する都度、充当されるものとし、前払リース料には利息を付さないものとし、
- ③ 甲が第19条のいずれかに該当したときは、乙は前項の規定にかかわらず、かつ事前の意思表示を要しないで、前払リース料をもって甲に対するすべての債権の全部または一部に充当することができます。
- ④ 甲は、前払リース料の支払をもって、乙に対する一切の支払義務を免れることができます。

### 第7条(物件の所有権標識)

- ① 乙は、乙が物件の所有権を有する旨の標識(以下「乙の所有権標識」という)を物件に貼付できるものとし、また、甲は乙から要求があったときは、物件に乙の所有権標識を貼付します。
- ② 甲は、リース期間中、物件に貼付された乙の所有権標識を維持します。

### 第8条(物件の所有権侵害の禁止等)

- ① 甲は、物件を第三者に譲渡したり、担保に差入れるなど乙の所有権を侵害する行為をしません。
- ② 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ない限り、つぎの行為をしません。
  1. 物件を他の不動産または不動産に付着させること。
  2. 物件の改造、加工、模様替えなどによりその原状を変更すること。
  3. 物件を第三者に転貸すること。
  4. 物件の占有を移転し、または別表(3)記載の場所から物件を移動すること。
  5. この契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡すること。
- ③ 物件に付着した不動産の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で乙に帰属します。
- ④ 第2項において、乙の承諾を得て物件を不動産に付着させる場合は、甲は、事前に不動産の所有者等から、物件がその不動産に附合しない旨の書面を、また、物件を不動産から離脱させるときは不動産に生じる損傷について、乙に対して何らの修繕または損害賠償請求を行わない旨の書面を提出させます。

- ⑤ 第三者が物件について権利を主張し、保全処分または強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、この契約書等を提示し、物件が乙の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、ただちにその事情を乙に通知します。

### 第9条(物件の点検等)

乙または乙の指定した者が、物件の現状、稼働および保管状況を点検または調査することを求めたときは、甲はこれに応じます。

### 第10条(反社会的勢力の排除)

- ① 甲は個人であるか団体であるかを問わず、この契約(再リース契約を含む)の締結日において、自らおよび自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団等」と総称する)に該当しないこと、およびつぎの各号のいずれにも該当しないことを表明しかつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  1. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  2. 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  3. 自己、自他もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用してしていると認められる関係を有すること。
  4. 暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  5. その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ② 甲は、自らまたは自らの役員もしくは第三者を利用してつぎの各号に該当する行為を行わないことを確約します。
  1. 暴力的な要求行為。
  2. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  3. 乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
  4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為。
  5. その他前各号に準ずる行為。
- ③ 甲または甲の役員が、暴力団等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、乙は、催告を要しないで通知のみで、この契約を解除することができ、解除に伴う措置については第21条、第23条、第25条が適用されるものとし、
- ④ 前項の乙の権利行使により、甲または当該役員に損害が生じても、乙は一切の責任を負担しません。

### 第11条(通知事項)

- ① 甲は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その旨を遅滞なく書面により乙に通知します。
  1. 名称または商号を変更したとき。
  2. 住所を移転したとき。
  3. 代表者を変更したとき。
  4. 事業の内容に重要な変更があったとき。
  5. 第19条第1項第3号から第5号までの事実が発生し、またはそのおそれがあるとき。
- ② 甲が前項第1号から第3号の届け出を怠ったため、乙からなされた通知または書類等が延着したまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。
- ③ 甲は、乙から要求があった場合、事業報告ならびに事業の実績、現状または計画について資料等を提出します。

### 第12条(費用負担等)

- ① 甲は、この契約の締結に関する費用およびこの契約に基づく債務履行に関する一切の費用を負担します。
- ② 乙は、固定資産税を納付するものとし、リース期間中に固定資産税が増額された場合には、甲は、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- ③ 甲は、この契約の成立日の税率に基づいて計算した別表(6)記載の消費税等相当額を負担するものとし、リース期間中に消費税等が増額された場合には、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- ④ 甲は、固定資産税および消費税等以外で物件の取得、所有、保管、使用およびこの契約に基づく取引に課され、または課されることのある諸税相当額を名義人の如何にかかわらず負担します。
- ⑤ 乙が前項記載の諸税を納めることとなったときは、その納付の前後を問わず、甲は、これを乙の請求に従い乙に支払います。

### 第13条(相殺禁止)

甲は、この契約に基づく債務を、乙または乙の承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

### 第14条(物件の保険)

- ① 乙は、リース期間中、物件に別表(9)記載の保険を付保します。なお、保険会社は乙が選定するものとし、地震による損害、日本国外において生じた事故による損害、その他保険会社の定める保険約款に定める免責事由に起因する損害は不担保とします。
- ② 物件に係る保険事故が発生したときは、甲はただちにその旨を乙

に通知するとともに、保険金受取に必要な書類を遅滞なく乙に提出します。

- ③ 前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲および乙はつぎの各号の定めに従います。
1. 物件が修理可能な場合には、乙は、甲が第3条第2項の規定に従って物件を修繕し修復した場合に限って、保険金相当額を甲に支払います。
  2. 物件が滅失し、または毀損して修復不能の場合には、甲は、乙に支払われた保険金を限度として、物件に係る第17条第1項の債務の弁済を免れます。

#### 第15条(物件の瑕疵等)

- ① 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、売主の都合および乙の故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、乙は責任を負いません。
- ② 物件の規格、仕様、品質、性能その他隠れたる瑕疵があった場合ならびに物件の選択または決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は責任を負いません。
- ③ 前2項の場合、甲は売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決するものとします。また甲が乙に対し書面で請求し、乙が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、乙の売主に対する請求権を甲に譲渡する手続をとるなどにより、乙は甲の売主への直接請求に協力するものとします。
- ④ 第2項の隠れたる瑕疵ならびに錯誤があった場合において、甲が乙に対してこの契約に基づく一切の債務を履行したときは、乙は売主に対する買主の地位を譲渡する手続をとるものとします。ただし、前項および本項の場合、乙は売主の履行能力ならびに請求権の譲渡に係る諸権利の存否を担保しません。
- ⑤ 甲は第3項に基づいて、売主に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払、その他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

#### 第16条(物件使用に起因する損害)

- ① 物件自体または物件の設置、保管もしくは使用によって第三者が損害を受けたときは、その原因の如何を問わず、甲の責任と負担で解決します。また、甲および甲の従業員が損害を受けた場合も同様とします。
- ② 前項において、乙が損害を賠償した場合、甲は乙が支払った賠償額を乙に支払います。
- ③ 物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他知的財産権に抵触することによって生じた損害および紛争について、乙は一切の責任を負いません。

#### 第17条(物件の滅失・毀損)

- ① 物件の引渡しからその返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にもよらない事由により生じた物件の滅失、毀損その他一切の危険はすべて甲の負担とし、物件が修復不能となったときは、甲はただちに第22条の規定損害金相当額を乙に支払います。
- ② 前項の支払がなされたとき、この契約は終了します。なお、甲が第5条に基づく支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金相当額を受領をもって受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

#### 第18条(権利の移転等)

- ① 乙は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。
- ② 乙は、物件の所有権をこの契約に基づく乙の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、甲は、これをあらかじめ承諾します。
- ③ 乙は、この契約による権利を守り、もしくは回復するため、または第三者より異議もしくは苦情の申立てを受けたため、乙が、やむを得ず必要な措置をとったとき、甲は物件撤出費用、弁護士報酬等一切の費用を乙の請求に従い乙に支払います。

#### 第19条(期限の利益の喪失)

- ① 甲が、つぎの各号のいずれかに該当したときは、甲は、乙からの通知および催告を要しないで、当然にこの契約に基づく期限の利益を失うものとし、残リース料全額(消費税等を含む)をただちに乙に支払います。
  1. リース料の支払を1回でも怠ったとき。
  2. この契約の条項の一つにでも違反したとき。
  3. 小切手もしくは手形の不渡りを1回でも発生させたとき、その他支払を停止したとき。
  4. 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立て、諸債の滞納処分もしくは保全差押えを受け、または民事再生、破産、会社更生もしくは特別清算その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき。
  5. 事業を廃止もしくは解散し、または官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき。
  6. 経営が悪化し、営業継続が困難と乙が認めたとき。
- ② 前項の場合、この契約以外の契約についても、前項に準じます。

#### 第20条(契約解除)

甲が前条のいずれかに該当したときは、乙は通知および催告を要しないでこの契約を解除することができます。

#### 第21条(契約解除時の処置)

前条の規定に基づき、乙がこの契約を解除したときは、甲は、第25条第1項の規定に基づいて物件を乙に返還するとともに、第22条の規定損害金をただちに乙に支払います。なお、甲が第5条に定める支払方法に約束手形の一括振出を利用した場合、乙は甲に対し規定損害金の受領をもって、受領済の期日未到来の約束手形を返還します。

#### 第22条(規定損害金)

- ① 規定損害金の金額は別表(10)記載の借受日の属する月の始期の基本額を基礎として、経過期間に応じて同表記載の運減月額を1ヵ月ごとに運減する金額とします。
- ② 前項の経過期間を算出する場合、その始期は前項に定める月とし、終期は契約解除または終了の日とします。ただし、経過期間算出の終りに月に満たない日数があるときは、その日数を1ヵ月として算出するものとします。

#### 第23条(遅延損害金)

甲は、この契約に基づく債務の履行を遅延した場合、遅延した日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を乙へ支払います。

#### 第24条(再リース)

- ① 甲はリース期間満了後、この契約をさらに一年更新(以下「再リース」という)するかまたは終了するかを選択できるものとし、この契約を終了させるときは、乙に対してリース期間満了2ヵ月前までにその旨を書面で申し出るものとします。
- ② 前項の申し出がない限り、この契約に係る再リース料は、別表(11)記載の再リース料をもって、その他はこの契約条件と同一条件で自動的に再リースされるものとし、以後再リース期間満了ごとに同様とします。
- ③ 前2項にかかわらず、乙が再リースしない旨の意思表示をしたときは、この契約は終了し、甲は、第25条第1項に従い物件を乙に返還します。

#### 第25条(物件の返還・清算)

- ① この契約がリース期間の満了または解除により終了したときは、甲は、物件の通常の損耗および第8条第3項によって乙が認めたものを除き、ただちに甲の負担で物件を原状に回復(リース期間中に付加したコンピュータデータ等の消去も含む)したうえで、乙の指定する場所に返還します。
- ② 物件の返還が遅延した場合に、乙から請求があったときは、甲は返還完了まで、遅延日数に応じてリース料相当額の損害賠償金を乙に支払うとともに、この契約の定めに従います。
- ③ 甲が物件の返還を遅延した場合において、乙または乙の指定する者による所在場所からの物件の引揚げについて、甲はこれを妨害したり拒んだりしません。
- ④ リース期間の満了以外事由により、物件が返還され、かつ第22条の規定損害金が支払われたときは、乙は、その金額を限度として、乙が相当の基準に従って処分した金額から、処分しに要した一切の費用を差し引いた金額を甲に返還します。なお、甲は乙が相当の基準に従って処分した金額について一切の異議を述べません。

#### 第26条(弁済の充当)

この契約に基づく甲の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が適当と認める順序および方法により充当することができます。甲はその充当に対して異議を述べません。

#### 第27条(公正証書)

甲は、乙から請求があったときは、甲の費用負担でこの契約を強制執行認諾条項を付した公正証書とします。

#### 第28条(合意管轄)

甲および乙は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、乙の本店・支店または営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

#### 第29条(輸出等の措置)

① この契約は日本国内のみにおける物件のリースを約定するものであり、甲が物件について、直接または間接に、つぎの各号に該当する取扱いをする場合には、乙の文書による事前の同意を得るものとします。

1. 輸出するとき。
  2. 海外に持ち出すとき。
  3. 非居住者へ提供し、または使用させるとき。
- ② 甲が乙の同意を得て前項の各号に該当する取扱いをする場合は、「外国為替及び外国貿易法」の規制ならびに米回輸出管理規則など外国の輸出関連法規を確認のうえ、必要な手続をとるものとします。

#### 第30条(特約)

この契約に定めのない事項については、甲乙協議するものとし、付随事項および特約事項については別表(12)記載のとおりとします。なお、別表(12)記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用されます。

別 表



項目	契約条項	契 約 事 項			
		物 件 名 ・ 仕 様 ・ 型 式	数 量		
(1)	第1条	NEC 製 VersaPro タイプVF 風間議員	1式		
(2)	第1条	売 主	シーイーシー新潟情報サービス株式会社		
(3)	第2条	物件設置場所 (物件納入予定日)	新潟県新潟市中央区学校町通1番町602-1 日本共産党新潟市議会議員団 ( 2018年11月30日 )		
(4)	第4条	リース期間	物件借受証記載の借受日より起算して 60 ヶ月		
(5)	第6条	前払リース料	0円 ( 0 ヶ月分) (ただし、前払リース料には、消費税等を含むものとします。)		
(6)	第5条	リース料 および 消費税等	月		
			額	リ ー ス 料 消 費 税 等	3,000円 240円
			代 理 受 領		
			合 計 額	3,240円	
			初 回 金	3,240円 (前払リース料がある場合は、前払リース料を含む金額とします。)	
(7)	第5条	支払方法等	支 払 日 7日 (毎月) 支 払 方 法 自動振替		
(8)	第3条	保守契約先	シーイーシー新潟情報サービス株式会社		
(9)	第14条	保 険 契 約	種 類 動産総合保険 被 保 険 者 乙とします。		
(10)	第22条	規 定 損 害 金	始期の基本額 180,000円 遞減月額 3,000円 (消費税等は別途申し受けます。)		
(11)	第24条	再リース料	年 額 3,600円 (消費税等・代理受領金額は別途申し受けます。)		
(12)	特約事項	リース料及び消費税等総額 194,400円 (内消費税等総額 14,400円)			

B



# 支出伝票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団		
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	5
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月1日 から 令和5年4月30日		
支出年月日	令和5年4月26日		
支 出 金 額	1,705 円		
支 出 先	近代事務機株式会社		
使 途 内 容	フレッツ光ネクスト使用料(プロバイダー料)4月分		
備 考	会派控室用 振込手数料110円×1/2含む $3,410 \text{ 円} \times 1/2 = 1,705 \text{ 円}$		

領収書貼付欄

(事務所費)

第四北越銀行

## お取引明細票

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容				
05-04-26	281	26	N				21	振込				
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円	お取引金額	消費税込 手数料別	お取引後元残高
		3		5						¥3,300	¥110	

ご案内 \* お振込明細 \*      080021

お振込先 XXXXXXXXXX

09:20

キンダインズ(カ) 様  
 ご依頼人 ニホンキョウサントウエイカクシキカイキインタツ 様  
 TEL025-226-3450

印紙税申告納付につき新潟縣事務承継済

おつり      ¥90

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取引の明細は上記のとおりでございます。  
 ●ご利用のお客控え  
 ○ご利用の日および時間により当行所定の手数料(含消費税)を手数料表記額のとおりお支払いいただいております。  
 ○ただしキャッシングサービスの場合は、ご利用額の決済日にお取引口座からお支払いいただきます。

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。





# 請求書

2023年 4月 30日 No. 557028

〒851-8126  
新潟市中央区学校町通1-602-1

日本共産党新潟市議会議員団 様

(025-228-3450)

毎度お引き立てにあずかりありがとうございます。  
下記のとおり御請求申し上げます。

CEC 新潟情報サービス株式会社

〒950-0913 新潟市中央区鏡2丁目  
TEL 025-243-5101 FAX 025-243-5102

取引銀行

振込先 シーシーエイがじョウキョウキョービス

\*印は軽減税率適用商品 ☆印は経過措置適用商品

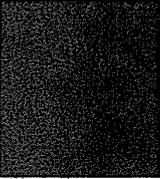
前月御請求額	今月御入金額	繰上り額	当月御売上額	消費税額	当月御売上合計	今月御請求額
			17,369	1,737	19,106	19,106

日	付	伝票	取引	商	品	名	規格	他	入	金額	数	量	単	価	御	買	上	額	備	考
23	4/20	00633676	売上	4月分	PCリワーク環境林*ト						1		15,000		15,000					
23	4/27	00635810	売上	PCリワーク環境林*ト							1		840		840					
				PCリワーク環境林*ト							1		1,529		1,529					
				消費税											1,737					





## システムサポート契約書

 日本共産党 新潟市議会議員団（以下甲という。）と CEC 新潟情報サービス株式会社（以下乙という。）とは、甲の情報処理システムのシステムサポートに関して、次の通り契約を締結する。

### 契約要綱

1. 対象システム  
PC ネットワーク環境サポート
2. 納入及び稼働場所  
新潟市中央区学校町通 1-602-1 日本共産党 新潟市議会議員団
3. 契約金額
  - (1) 基本料金 月額 15,000円
  - (2) 消費税額 月額 1,500円
4. 本契約の発効日 令和2年1月6日

### 第1条 (目的)

甲は、本契約に定める条件に従って、第2条に定めるシステムサポート（以下SEサポートという。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

### 第2条 (SEサポートの範囲)

本契約に基づき乙が甲に提供するSEサポートの範囲は、頭書記載の契約要綱（以下要綱という。）1に定める対象システムに関する次の業務とする。

- (1) ネットワーク障害調査  
インターネット、メール接続障害対応
- (2) 運用サポート  
電話相談、障害窓口、調査、報告
- (3) ウイルス対策ソフト更新サポート  
各PCの定期的なウイルス対策ソフトの更新作業

### 第3条 (SEサポートの実施)

乙のSEサポートは甲の依頼に応じ、現地作業あるいは遠隔操作にて、これを甲に提供するものとする。ただし、前条各号における訪問回数は別表1の通りとする。

### 第4条 (対象ハードウェア)

乙のSEサポートは甲の依頼により乙が確認した別表2の対象ハードウェアに限るものとする。

#### 第5条 (作業時間帯)

乙によるSEサポート実施の曜日及び時間帯は、次に定める通りとする。ただし、国民の祝休日及び乙の定める休日（以下休日と総称する。）を除く。

(1) 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時30分まで。

- 2 甲及び乙が重要度、緊急度が大きいと判断した場合は、乙は前項の時間帯外であっても速やかに技術員を派遣しSEサポートを実施する。この場合、別表3に定める特別有償料金を甲は乙に別途支払うものとする。

#### 第6条 (消費税)

甲は頭書記載の本件保守に係わる消費税額に相当する金額（以下本件消費税額という。）を乙に支払うものとする。

- 2 本件消費税額は、将来において消費税の税率が変更された場合、当該変更後の税率に基づき増額または減額されるものとする。
- 3 甲は、本件消費税額その他、第5条に定める費用に課税される消費税に相当する額を乙に支払うものとする。

#### 第7条 (対価の支払い)

乙は、発効日より毎月末日に頭書記載の保守料金および本件消費税額を甲に請求するものとし、甲は翌月末日までに現金で請求額を乙に支払うものとする。但し、請求行為を乙が代行会社に委託した場合、甲は代行会社との契約により、その請求額を代行会社に支払うものとする。

- 2 特別有償料金については、作業の都度、乙は甲に請求し、甲は請求月の翌月末までに現金で乙に支払うものとする。
- 3 本契約が理由の如何を問わず期間満了前に終了した場合であっても、代金等は一切減額されないものとする。

#### 第8条 (代金等の変更)

対象システム及び対象ハードウェアに変更又は追加がなされ、乙が代金等の変更を必要と認める場合には、甲はこれに応じるものとし、当該変更後の金額については、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。この場合、対象ハードウェアの変更及び追加そのものに伴うSE作業費用は本契約に含まれないものとする。

#### 第9条 (責任の制限)

乙は誠意をもってSEサポートを実施するものとする。ただし、乙は、SEサポートにより一定の成果が得られることを保証するものでなく、また、対象システムの障害に起因して甲に生じた損害については、一切その責を負わないものとする。

- 2 本契約に基づき乙が甲に対して損害賠償債務を負担する場合、乙の損害賠償の総額は、本契約に基づき乙が甲から受領した金額を上限とする。

#### 第10条 (秘密保持)

甲及び乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく本契約の履行に関連して知り得た相手方の業務上の秘密を、本契約の有効期間中及びその終了後も第三者に漏洩しないものとする。



## 第11条 (解除)

甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、ただちに本契約を解除し、かつ、損害賠償を請求することができるものとする。

- (1) 本契約条項の一に違反したとき
- (2) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、又は整理、会社更生手続きの開始、破産もしくは競売を申し立てられ、又は自ら整理、和議、会社更生手続きの開始もしくは破産の申し立てをしたとき
- (3) 自ら振出しもしくは引受けた手形又は小切手につき不渡処分を受ける等支払い停止状態に至ったとき
- (4) 営業の廃止又は解散の決議をしたとき

2 甲は前項各号のいずれかに該当した時は、当然に期限の利益を失い、料金その他の乙に対する一切の責務を直ちに現金にて乙に支払うものとする。

## 第12条 (反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

- (1) 自らまたは自らの役員が、暴力団である事
- (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められる事
- (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められる事
- (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められる事
- (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し又は暴力団の運営に資するものである事

2 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができる。

- (1) 第1項に違反した時
- (2) 自らまたは第三者をして次に掲げる行為をした時
  - ① 相手方に対する暴力的な要求行為
  - ② 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 相手方に対する脅迫的言辞または暴力的行為
  - ④ 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとする。但し、本契約解除時点で発生している料金その他の乙に対する一切の責務については、直ちに現金にて乙に支払うものとする。

第13条 (有効期限)

本契約の有効期限は、要綱4の本契約の発効日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から何らの意思表示がない場合は、更に1年間これを延長するものとし、以後期間満了毎この例によるものとする。

第14条 (協議)

本契約に定めのない事項及び本契約条項中疑義の生じた事項については、甲乙別途協議の上決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、原本を甲、写しを乙が保有する。

2020年1月6日

甲

日本共産党新潟市議会議員団  
新潟市中央区学校町通1番町602番地1  
新潟市議会内  
TEL(025) 6-3450

乙

新潟市 丁目10番6号  
株式会社  
取締役 上 正人

別表 1

作業内容	年間の限度	備考
ネットワーク障害調査 対象ハードウェアに係る障害調査対応	年4回まで	インターネット、メール接続に関しては障害切り分けを行う。対象ハードウェア以外が原因の場合、問題解決できない可能性有り。
運用サポート 電話相談、障害窓口、調査、報告	限度は設けません	PC再セットアップについては別途有償
ウイルス対策ソフト更新サポート 各PCの定期的なウイルス対策ソフトの更新作業	限度は設けません	

別表2 対象ハードウェア

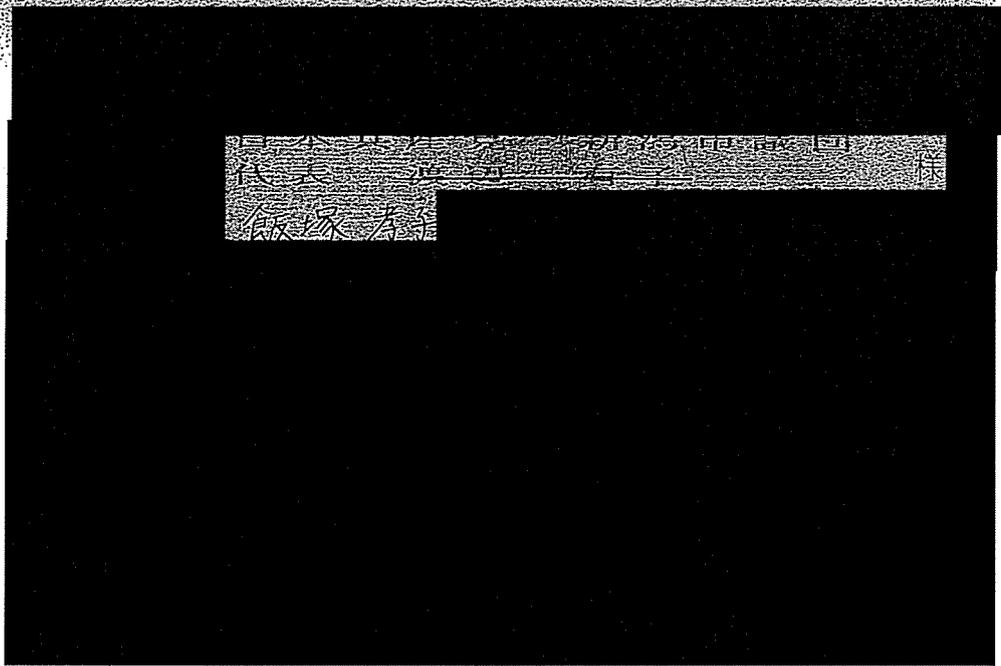
システム名称	対象機器	設置場所
PCネットワーク環境サポート	乙からの導入機器及び乙以外からの導入機器 ※	新潟市中央区学校町通1-602-1 日本共産党 新潟市議会議員団

※乙以外からの導入機器に関しては問題解決できない可能性有り。

## 支 出 伝 票

会 派 名	日本共産党新潟市議会議員団		
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	7
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月1日 から 令和5年4月30日		
支出年月日	令和5年5月31日		
支 出 金 額	3,123 円		
支 出 先	NTTファイナンス株式会社		
使 途 内 容	FAX代等4月分電話料		
備 考	会派控室用 $6,246 \text{ 円} \times 1/2 = 3,123 \text{ 円}$		
領収書貼付欄	(事務所費)		

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
 備考欄には按分率等を記入してください。



飯塚春

		年月日		記号	お支払い金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19		05-06-05		100		*6,246		電話料
20								
21								
22								
23								
24								

小切手等の証券類によるご入金の場合は、そのお払戻しができる予定日および予定時刻を次のとおり表示します。

表示	C-D:M(またはN,E)	M: 営業開始時刻
	— お払戻しができる日時	N: 13:10
	— 小切手等でのご入金	E: 15:10

5

口座振替のご案内 (東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
025-223-7748	2023年 5月ご請求分	2023年 6月 5日(月)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	6,246円	

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。  
 ※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話請求書振込用紙 (東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 025-223-7748

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)  
 日本共産党新潟市議会議員団 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。

The following amount was transferred from your account (2023年 5月21日現在)



印紙税申告納付につき  
 税務署承認済

NTTファイナンス株式会社  
 〒108-0075  
 東京都港区港南1-2-70



【NTTファイナンスからのお知らせ】

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*

NTT東日本分ご請求額 (合計)

6,246円  
 6,246円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

\*\*\* NTT東日本からのお知らせ \*\*\* フレッツ光の料金プラン「にねん割」はご請求内訳の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。更新後の契約期間は24ヶ月です。更新をご希望されない場合はNTT東日本へご連絡が必要です。なお「解約金がかからない期間」以外での「フレッツ光」の解約は、解約金「戸建て向けサービスの場合4,950円(税込)、集合住宅向けサービスの場合1,650円(税込)」がかかります。詳しくはフレッツ公式HPをご確認ください。  
 \*NTT東日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

内訳項目金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆025-223-7748 ◆NTT東日本ご利用分 6,246	5,200	フレッツ光利用料 (N・フタメリHS) 4月 1日～ 4月30日	合 算
	-700	にねん割 割引料 2025年01月～2025年03月以外 の解約は解約金がかかります	合 算
	500	リモートサポートサービス料金 4月 1日～ 4月30日	合 算
	500	ひかり電話 (基本料) 4月 1日～ 4月30日	合 算
	176	ひかり電話 (通話料) 4月 1日～ 4月30日	合 算
	3	ユニバーサルサービス料他 4月 1日～ 4月30日	合 算
	567	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇合計 6,246	6,246	合計	

